

令和7年小牧市議会第4回定例会会議録

① 令和7年12月8日第4回市議会定例会（第2日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊 藤 皇士郎	2 永 井 孝 典
3 猪 飼 健 治	4 黒 木 明
5 大 上 利 幸	6 阿 部 哲 己
7 余 語 智	8 佐 藤 悟
9 佐 藤 早 苗	10 山 田 美代子
11 安 江 美代子	12 谷田貝 将 典
13 諸 岡 英 実	14 河 内 光
15 鈴 木 裕 士	16 石 田 知早人
17 （欠 員）	18 星 熊 伸 作
19 加 藤 晶 子	20 小 川 真由美
21 小 沢 国 大	22 （欠 員）
23 河 内 伸 一	24 小 島 倫 明
25 舟 橋 秀 和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

な し

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市 長 山 下 史守朗	副 市 長 伊 木 利 彦
副 市 長 笹 原 浩 史	教 育 長 中 川 宣 芳
市 長 公 室 長 入 江 慎 介	総 務 部 長 長 尾 正 人
地域活性化営業部長 石 川 徹	市 民 生 活 部 長 落 合 健 一
健康生きがい支え合い推進部長 駒 瀬 勝 利	福 祉 部 長 江 口 幸 全
こども未来部長 川 尻 卓 哉	建 設 部 長 堀 場 武
都 市 政 策 部 長 舟 橋 朋 昭	上 下 水 道 部 長 笹 尾 拓 也
市民病院事務局長 竹 田 孝 一	教 育 部 長 矢 本 博 士
監査委員事務局長 松 浦 智 明	消 防 長 小 口 高 広
市 長 公 室 次 長 宇 野 嘉 高	総 務 部 次 長 古 澤 健 一
地域活性化営業部次長 伊 藤 加代子	市 民 生 活 部 次 長 小 川 真 治

健康生きがい支え合い推進部次長 永 井 政 栄
こども未来部次長 野 田 弘
都市政策部次長 川 島 充 裕
市民病院事務局次長 堀 田 幸 子
会 計 管 理 者 舟 橋 知 生

福 祉 部 次 長 山 本 格 史
建 設 部 次 長 矢 澤 浩 司
上下水道部次長 三 品 克 二
教 育 部 次 長 岩 本 淳
副 消 防 長 高 橋 直 人

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 正 夫
書 記 舟 橋 紀 浩

議 事 課 長 松 宮 克 哉
書 記 松 井 雅 仁

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「一般質問」に入ります。

個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

小川真由美議員。

○20番（小川真由美）

おはようございます。

12月師走に入り、とても寒くなりました。インフルエンザなども流行っておりますので、お気をつけください。

今回は、質問項目2つです。よろしくお願いいたします。

小牧市総合防災訓練について。

9月1日は防災の日でした。

10月には小牧市総合防災訓練が行われ、11月には市役所庁舎消防訓練が行われました。多くの方が訓練に参加されました。

活火山が集中する日本は、世界有数の地震大国として知られています。

日本以外にも地震が多い国があることを御存じでしょうか。

世界一地震が一番多い国、皆様どこだと思いますか。

一番多いのが、お隣の中国であり、日本は4番目の地震発生頻度国です。

1980年から2000年までの間でマグニチュード5.5以上の地震が発生する年平均のランキングトップは、1位から5位までの順位は次のとおりです。1位中国、2位インドネシア、3位イラク、4位日本、5位アフガニスタン。

そして、2011年に三陸沖で起きた東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測し、世界最大規模の巨大地震と言っても過言ではありません。

日本は、世界有数の地震大国です。

また、世界に目を向けると、さらに深刻な被害に見舞われた事例が存在します。

世界最大の地震ランキング、マグニチュード記録に残る中で、世界最大の地震が観測したマグニチュードは9.5です。

第1位マグニチュード9.5、チリ地震、第2位マグニチュード9.2、アラスカ地震、

第3位マグニチュード9.1、スマトラ沖地震、第4位、2つあります、マグニチュード9.0、東北地方太平洋沖地震とカムチャツカ地震、第5位、こちらも2つありますがマグニチュード8.8、チリ地震、エクアドル・コロンビア地震です。

最大規模の地震に備えて防災訓練や家庭でできる対策もしっかりして、家族を守る術が身につくようにしましょう。

そこで今回、質問項目1、小牧市総合防災訓練の在り方について質問をさせていただきます。

小牧市総合防災訓練は、地震を想定して、地域住民や小・中学校の児童生徒、消防団、警察、陸上自衛隊が連携して、防災体制を確立し防災意識を高めることを趣旨とされています。

今年は、10月19日に小牧西中学校で小牧市総合防災訓練が行われ、小牧西中学校区の区民はじめ、総勢約770人が参加されました。

私も地元議員として、いつもは村中小学校で行われる防災訓練に参加していますが、今回は、この小牧市総合防災訓練に参加しました。

その際の市民の声や評価の面から質問いたします。

(1) 各地域での開催について。

消防防災訓練について質問した平成28年第3回定例会、平成29年第4回定例会時点では、総合防災訓練と各小学校区での学区防災訓練を同日に開催しておらず、実施していない学校区もあったと記憶しています。

3年前から、現在のような形、各地区同時開催になりました。

その経緯をお尋ねいたします。

(2) 訓練の主な内容について。

訓練の目的を伺います。

訓練の内容を伺います。

(3) 参加生徒、学校の声について。

総合防災訓練に参加された生徒や学校の声についてお尋ねをいたします。

(4) 参加者の声について。

総合防災訓練は、ほぼ午前中を使い訓練が行われます。

参加者が多く訓練に参加できなかったやテントに1時間も座って何もすることもなく時間を持て余したなどの声を聞きました。

参加者の声は、ほかにどのような内容のものが寄せられているかお尋ねいたします。

答弁を求めます、よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

質問項目 1、小牧市総合防災訓練の在り方についての（1）各地域での開催について、3 年前から各地区同時開催になったその経緯についてであります。

本市の総合防災訓練は、主会場を市内 9 中学校の持ち回りにより実施しており、訓練の在り方につきましては、平成23年に発生した東日本大震災を教訓に、平成28年度以降、それまでの「劇場型（見学型）」から、「市民参加型」の内容に見直すなど、より実効性のあるものにしてきたところであります。

さらに、平成28年第 3 回定例会及び平成29年第 4 回定例会の一般質問に関連して小川真由美議員からいただきました御意見を踏まえ、実際に避難所で使用する資機材を用いた避難所開設訓練にも取り組んでいるところであります。

このように、訓練内容につきましては、見直しを重ね充実させてきていますが、会場は、市内中学校の持ち回りのため、9 年に一度しか地域住民の方が参加できないという問題がありました。

あわせて、平成28年度には、10小学校区において防災訓練が実施されていましたが、訓練実施日時につきましては、地域協議会あるいは自治会において、おのこの都合により決定されている状況でありました。

このため、市内全域で同時に防災訓練を行うことで、各会場との連携、役割分担など、実際の避難所運営状況をイメージした訓練が可能となることなどのメリットを地域協議会など、地域住民の皆様に御理解をいただく説明を行ってきたところであります。

この結果、令和 4 年度には、14の小学校区での学区防災訓練が総合防災訓練と同時開催されることとなり、令和 5 年度からは、全ての小学校区での学区防災訓練が総合防災訓練と同時開催されることとなったものであります。

今後も、全ての小学校区単位の防災訓練を総合防災訓練と同一日の開催を継続し、地域の訓練参加者や協力団体を始め、避難所運営に携わることとなる市職員などがともに参加することで地域の一層の防災力向上を目指すとともに、市民の皆様が安心して避難できる環境づくりに努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○市民生活部次長（小川真治）

続きまして、（2）訓練の主な内容について、訓練の目的についてのお尋ねであります。

防災訓練は、災害発生時に被害を最小限に抑え、おのこの適切な対応をとること

ができるよう訓練するとともに、住民の防災意識の高揚を図るものであります。

本市で実施している総合防災訓練は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び小牧市地域防災計画に基づき、大地震の発生による災害を想定し、各自治会に設置されている自主防災会や小学校区単位で設立されている地域協議会を中心に、多くの地域住民の方に参加していただき、自分自身の身の安全を守る「自助」と地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」に対する意識を醸成することを目的に実施をしております。

また、この総合防災訓練に参加することで得た知識を、翌年度以降の各小学校区で実施する防災訓練に生かしていただき、地域全体の防災力を底上げすることも目指しております。

あわせて、本市における被害が甚大となり、地域のみでの対応が困難となる場合を想定し、警察、消防団、陸上自衛隊など関係機関及び小牧防災リーダー会や小牧災害ボランティアネットの会など、関係団体との連携を図るため訓練に参加していただいているところです。

次に、訓練の内容についてのお尋ねであります。

今年度の総合防災訓練は、小牧西中学校区と村中小中学校区の住民の皆様及び小牧西中学校の生徒の皆様に参加していただきました。

訓練の内容は、前半でシェイクアウト訓練を実施した後、消火訓練、倒壊家屋からの救出救助訓練、給水車による給水訓練及び支援物資の受け取り・仕分訓練などの、主に住民の皆様が参加体験する訓練でありました。

このような訓練を行うことで、参加者の防災に関する知識の向上が期待でき、ひいては地域の防災力を高めることができるものと考えております。

なお、昨年度の参加者からの意見を踏まえ、本年度は見やすいところにテントの番号と地区名などを大きく表示するとともに、訓練参加者待機場所への誘導時間を早めることにより、訓練メニュー間隔を短縮するなど、運営上の改善を行い実施をいたしました。

また訓練の後半では、避難所開設訓練と併せて協定締結事業所などの協力を得て開設した27の展示・体験ブースを訓練に参加された住民及び中学校生徒の皆様に観覧や体験をしていただき、防災を「知り、備え、行動する」という3つの視点を実践する機会を提供したところであります。

次に（3）参加生徒（学校）の声についてのお尋ねであります。

今年度の総合防災訓練では、小牧西中学校の約250人の生徒の皆様に参加をしていただき、シェイクアウト訓練、消火訓練、救出救助訓練、給水訓練及び支援物資受け

取り仕分訓練などを行いました。

その後、展示・体験ブースを観覧、体験していただきました。

総合防災訓練後、参加していただいた生徒と教員の皆様に、アンケート調査を実施したところ、ほとんどの生徒の皆様が、「市総合防災訓練の内容」及び「実施した訓練項目」について「よかった」との回答をいただいたところであります。

回答の内容といたしまして、「消火訓練バケツリレーが良い経験となった」との声が多くあったほか、各ブースでの体験について、「体験ブースでの防災関係の知識向上に役立った」などとなっております。

また、煙ハウスや高所作業車などが体験できるブースについても、生徒の皆さんは大変興味を抱かれたようでしたが、「待ち時間が多くかかる」ことや「ブースの数に対して時間が少ない」といった意見もいただいております。

次に、（４）参加者の声についてのお尋ねであります。

総合防災訓練後に参加された各区の自主防災会の皆様にアンケート調査を実施いたしました。

その結果、実施した訓練項目に対する評価につきましては、全てが「良かった」と回答していただいております、「総合的な訓練の実施ができた」「充実した訓練内容になった」など、おおむね高い評価を得ることができました。

一方で、今回の訓練を通しての問題点についてのアンケートでは、「体育館内での避難所運営訓練の内容が多過ぎる」「住民の訓練が早く終わり、終了まで時間が空いてしまった」「体験ブースでの待ち時間が長く体験できなかった」などの声をいただいております。

以上であります。

○２０番（小川真由美）

それでは、この総合防災訓練の在り方（１）から（４）の答弁をいただきました。

その答弁の中での再質をさせていただきたいと思います。

まず、各地域での開催についての経緯は分かりました。

実際に、小学校区と総合防災訓練を今、同日で行っているということであり、小牧市内で一緒にやってみることは、意識も高まるし、よく皆さんに知っていただけたと思います。

それで、（２）の早速、内容なんですけど、先ほど答弁の中で、訓練の目的なんですけど、現在は、この総合防災訓練において、各団体が連携して参加しているということでありましたが、この参加しているボランティア団体は、前年度とか、いろいろと見てみると増えてるのか減ってるのか、参加状況をまず再質問したいと思います。

○市民生活部次長（小川真治）

過去３年の参加状況であります。令和５年度は、公的機関３団体、災害協定締結団体等１０団体、ボランティア団体６団体の計１９団体に、令和６年度は、公的機関３団体、災害協定締結団体等１３団体、ボランティア団体６団体の計２２団体に参加していただきました。

本年度についても、公的機関３団体、災害協定締結団体等１４団体、ボランティア団体５団体の計２２団体に参加していただいておりますが、引き続き、多くの参加を求めています。

以上であります。

○２０番（小川真由美）

ボランティアが増えてるのかっていう質問なんですけど、令和６年度と今年は、合計２２団体で変わらないということでありました。

多くの団体の方に参加していただき、また防災の知識など様々広げていただきたいと思います。

そこで、この２２団体が参加して、答弁の中にもあったんですけど、２７の展示、そして体験ブースなどがあるということなんですけど、具体的に主な展示や体験ブースでより多くの方が集まる、そういったところがあれば、また教えていただきたいと思います、お願いします。

○市民生活部次長（小川真治）

先ほど申し上げましたように、今年度の展示・体験ブースの出展は、市役所以外から２２団体の協力をいただいたところであります。

詳細については、起震車による地震体験、煙を体験する濃煙訓練、防災、減災のために活躍する自衛隊、警察、消防団車両の展示、高所作業車の展示体験、協定事業者などによるキャンピングカー、給電車、ドローンの展示、ＶＲを活用した防災学習、最新の防災製品の紹介、感震ブレーカーなどのＰＲ、消防団員によるコミュニティ資機材等の説明、ボランティア団体による炊き出し訓練や各団体が進める防災・減災に対するＰＲ、小牧市歯科医師会による避難所における口腔ケアの紹介、小牧市薬剤師会による避難所でのお薬手帳の使い方など、様々な団体に協力を得て、参加された住民及び中学校生徒の皆様にご覧や体験をいただきました。

以上であります。

○２０番（小川真由美）

今、展示や体験ブース、今、次長話されましたが、本当にいろんな体験ができるような展示などをしていただいているということでもあります。

総合防災訓練ですので、大規模にやられてますが、今、先ほども話しましたとおり、各学校区でも防災訓練が行われているということでありますので、各学校区、それぞれ地域によっては、やってることとか違うかと思いますが、分かる範囲で、この防災訓練の内容、学校区での御説明いただきたいと思います。

○市民生活部次長（小川真治）

学区防災訓練は、主に避難所開設訓練となっており、どの学区もほぼ共通のメニューを実施いただいております。

具体的には、防災無線訓練、避難所受付設置訓練、避難スペース設置訓練、電源設置訓練及び災害用トイレ設営訓練などとなりますが、学区によっては、炊き出し訓練、給水訓練などを追加するところもあります。

これらの実施内容につきましては、毎年、地域協議会などで開催される会議において、防災危機管理課職員、市職員から選出された緊急初動対策班員及び消防職員が参加の下で決定しており、訓練当日や準備やスケジュール管理につきましても、基本的には地域住民の皆様で運営していただくものとして計画し実施をしております。

参加住民の皆様には、学区防災訓練を通じて、防災に対しての知識を深めていただいております。

また、毎年同様の訓練を繰り返し実施することで、いざというときにも基本的な行動を取ることができるようになるため、発災後の初動期から地域協議会や自主防災会の方々が中心となり、緊急初動対策班員や施設管理職員などと協力して、避難所を開設できるよう実施しているものであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

それぞれの地域で、各地域ですので土地柄もありますし、集まる人数も異なっておりますので、地域協議会などで決めていただいていることでもあります。

ありがとうございます。

それからですが、そうなりますと、今回、総合防災訓練でも、各学区でも、生徒の方が参加されたりします。

先ほど生徒さんの声も聞いたんですが、やはり生徒が訓練に参加することは大変いいことと思いますが、学校の所管である教育長としては、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○教育長（中川宣芳）

総合防災訓練への生徒の参加につきましては、地震・火災などの災害の発生時に求められる基本的な安全確保行動を、教科の枠を超えた、いわゆる実践場面で習得する

ことができる貴重な機会であると考えておるところでありますし、訓練を通して、地域の方々と協力する力や周囲の人々を支援する力が養われることも期待しておるところであります。

また、学校や教員にとりましても、万一、学校が避難所となった際の受付・物資管理・救護のスペースの確保といった現場業務を確認できる機会となっております。

こうしたことから、防災訓練に生徒や学校が参加することは、地域社会の自助・共助の基盤を強化し、未来を担う子どもたちの防災教育を実践的に深めることができる点や行政と教育機関が一体となって市民の安全を守る仕組みを確立することができるといった点におきまして意義あるものと考えておりますので、今後も生徒や学校が参加できる形で訓練が実施されることを期待しているところでございます。

以上です。

○20番（小川真由美）

教育長、ありがとうございます。

今、生徒の、やはり参加については、大変意義があるということで、地域の方、そして市とともにすることも大切だと思います。

小学校、中学校でも、単独ではやってると思うんですけど、訓練など。

やはり多くの方と、バケツリレーもはじめ、私たちも参加しておりましたが、ともにすることによっておっしゃるとおり、自助・共助・公助など、いざというときには大変役に立つと思いますので、引き続き皆様に参加していただけるようよろしくお願いいたします。

総合防災訓練は、若干、皆さんお願いしますということで全体的に学年とか学区で参加されるんですけど、小学校区になりますと、なかなか、何か生徒さんが少ないなと思いますので、小学校には改めて、またお声のほうをかけていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、ただいま、生徒の声や参加者の声を答弁いただいたんですけど、やはり参加して、この総合防災訓練は、午前中をかけて大規模にやるので、なかなか自分が興味ある訓練に参加できなかったとか、あと、今回は小牧西中学校で行われたんですけど、大変人気があったのが高所作業車ですか、列をなして、本当に皆さんが、それに体験したいということで、時間がかなりかかりました。

また、高性能救助車ユニモグ、御存じですか、皆さん、すごい大きなメルセデス・ベンツの、私も見てベンツだ、すごい大きいってということで乗車したり、そういった体験はさせていただいたんですけど、やはり全体的に、総合防災訓練にどうしても持て余す時間があり、市民の方から、参加したはいいが、やはりテントで1時間ぐらい

待ってたとか、終わるのは何時だとか、正直私たちも聞かれまして、この総合防災訓練の在り方を今後考えていったほうがいいと思うんですけど、一度、総合防災訓練の在り方についての考え方をお尋ねいたします。

○市民生活部長（落合健一）

市をはじめ、市民、事業者の皆様は、いつ発生してもおかしくない大規模かつ広域的な災害に日頃から備えておく必要がありますが、市民の皆様などが自ら災害を想定した訓練に取り組む場合、動機づけやコストが発生するなどの問題があり、簡単に実施できるものではないというふうに考えております。

こうしたことから、今後の総合防災訓練におきましても、まずは市民の皆様が災害発生時に取るべき基本的な行動を確実に身につけられるよう、また、自助・共助の必要性を認識し、行動に結びつけられるよう取り組む必要があるため、これまでの訓練と同様の内容で実施していこうと考えております。

しかしながら、指定避難所である各小中学校への空調機設置や災害備蓄品の見直しなども随時行っておりますので、現状に見合う訓練内容に見直していく必要はあると考えております。

さらに、先ほど訓練参加者の声にありました、「待ち時間」「空き時間」についても、訓練内容、住民誘導方法の見直しなど、効率的な進行ができるよう検討していきたいと考えております。

総合防災訓練と小学校区単位の学区防災訓練が、地域協議会、自主防災会及び避難所利用者となる地域住民の皆様にとって、避難所開設・運営方法を理解していただく機会となるとともに、いざというときに、一人一人が主体的に行動できるよう、基本的な訓練を継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

ただいま今後の在り方について答弁いただきました。

これまでどおり内容を実施していくということはいいいんですが、今、やはりこういった待ち時間の見直し、そしてスケジュールの管理、そういったものをしっかり改めていただきたいと思います。

そこで、最後になりますが、やはり総合防災訓練では、この指揮を執る災害対策本部長、市長になりますが、市長に最後、この総合防災訓練の在り方や今後について再度お聞かせいただきたいんですけど、その前に私からも提案というか、こうするともっと流れがよくなると思うのが、今全体的に午前中を使って行われてますが、例えば一部二部という形で、一部ではバケツリレーや様々な危機感のある訓練。

なぜかという、これどうしても間延びしてしまって、最後は何か危機感がなく、住民の方もずっと椅子に座って、何か防災訓練に来ただけで、何かいつもやってる小学校の学区での防災訓練のほうが充実しているねとか、実際に私も参加していますので、小学校区ですと、ある意味小学校区の小さなこういった地域になりますので、それぞれが体育館や外とか、先ほど答弁もありましたが、様々な訓練がそれぞれできるので、時間を持て余すことなく、こうやってローテーションで回って参加できます。

ただ、総合防災訓練ですと、どうしても中学校で大きくやるので、時間を持て余してしまうという中では、例えばですが、展示や体験というのは2部制で防災フェスタにするとか、1部はしっかり訓練して危機感を持って、一度そこで締めながら2部にゆっくり回っていただく、それと、部次長も総合防災訓練に皆さん集まられていますので、どちらかという、今いう小学校区全部で行っている、その地域の、やはりいざ災害が起きたときには、地域柄とか、さっき言った地域の特性、土地もあるので、それぞれの部次長が学校に分かれて参加することによって、より多くの情報とか共有できると思いますので、一度この総合防災訓練の在り方を再度、部長もお話ありましたが、見直すところは見直すということで、見直していただけたらと思いますので、災害対策本部長の御意見をいただきたいと思います、よろしくお願いします。

○市長（山下史守朗）

小川議員から総合防災訓練の体験を御参加をされた後の様々なお声を届けをいただいたものというふうに思っております。

10月19日、今年是小牧西中学校で、小牧総合防災訓練を実施をいたしました。

これはかねてから、中学校をずっと、市内9中学校ありますけれども、場所を変えて毎年1か所、小牧市全体の防災訓練ということで総合防災訓練を開催をしてまいりました。

私が就任してから東日本大震災、すぐに発災をしたわけでありましてけれども、その後、様々な防災力の強化、防災体制の見直しということで、本当に広範囲にわたって様々な対策を進めてきたわけでありまして。

この防災訓練の見直しについてもその1つでありまして、特に議員も今おっしゃっていただいたように、以前は、どちらかという見て見学をするということが全体の中ではかなりの部分を占めるような、いわゆる劇場型というような訓練がメインでありましたがけれども、やはり地域住民、市民の皆様方に自ら参加をして体験をしていただくような、そうした形の訓練を増やしていこうということで、いわゆる市民参加型の訓練というのをメインにしていこうということで、これ大きく訓練の内容を転換をしてきたわけでありまして。

これは、議員もよく御理解いただいとおりであります。

これが1つ大きな変化、そして、もう一つは、それを進める中で、中学校で年に1回というのは、非常にやっぱり数が少ないと、実際に参加いただける市民の数が非常に限られるということで、これ不十分だというふうに私も思いましたので、各小学校区で地域協議会などを通じて、それぞれ年に1回防災訓練していただけないかと。

従来、区とか自治会単位で防災訓練やってるところも多かったんですけども、そういったことをやっぱり充実をさせていこうということで、今は、これ年々増えまして、ほぼ全ての小学校区で開催をしていただけるまでになってまいりました。

これも、それぞれの小学校区で日にちを決めてというところを、去年から、一昨年からかな、3年前、ありがとうございます。一斉に日にちを決めて、この総合防災訓練の日に市内一斉で防災訓練をやっていこうと。

これは防災無線なんかで各小学校区とも、全て会場結びまして、そうしたことの確認もできるということで、お願いをさせていただいてきたところでございます。

多くの皆様方に御協力いただきまして、こうした訓練を市内全域で同時に開催ができるということは、大変意義のあることだというふうに思っておりまして、皆様方の御協力に感謝を申し上げるところでございます。

そして、ただ年々、これ改善は改善を重ねて、見直しをしてきているんですけども、議員がお感じになったことも事実だろうというふうに思います。

間延びしてるということ、これは確かに参加者の皆様方が、私もちょっと見ておりまして、そういったところがあるのと、これ何とか改善しなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、今、2部制ということをおっしゃいました。

これちょっと私まだ十分検討しなければ分かりませんが、ただ実際、訓練の内容を皆さんが参加いただき、例えばその避難所開設訓練とか、幾つかあるじゃないですか、消火訓練だとか、いろんな体験コーナーや説明があったりするわけですけども、これを皆さんに満遍なく体験いただこうとすると、どうしてもローリングになるわけですよ。

今、小学校区のお話もされましたが、総合防災訓練も、実はそういった考え方で、皆さんがグループに分かれて、体験を順番にしていくローリングの考え方で組み立てているんですが、どうもそこが、恐らくうまく回ってないんじゃないか。

この2部に分けても結局、そうすると同時に始められないとか、一緒に始めると、どうしてもローリングするので、一部で体験ができなくて、2部に送れば、当然待ち時間が発生する。

今ちょっと私、伺ってて、ちょっとイメージが湧かないので、今、私が小川議員の御提案聞いてますと、やっぱり、いや結局、皆さんに参加いただこうとすると、待ち時間はどうしても、うまくやらないと出てくるのかなという懸念があるので、ちょっと1部2部ってのはちょっと分からないんですが、ただローリングでやってくってことは重要で、そしてやっぱり、いつ終わるんだろうという話がありましたので、やはりちょっとスケジュール、プログラムの進行状況をリアルタイムで皆さんに、今こういう状況でこの時間に終わりますということが、しっかりとお伝えできてないことが、やっぱりそうした不満とかにつながっていくのではないかなと私個人的に、お聞きして感じましたので、その辺りのアナウンスや案内を徹底するということと併せて、うまくローリングがグループ分けで、順番に待ち時間なく体験できるようにということで、もう少ししっかりと精査をして取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに感じたところでございます。

職員から、中学生なんかも住民の皆さんと同じようにグループ分け、人数制限を設けたらどうだというような話もあったんですが、私、実は見てて、中学生の皆さん方が関心持って、これ体験したいということで並ばれてるところ私も行きまして、終了時間間際で、これ切ろうかどうかということのを思ったんですが、せっかく関心持って体験したいということで並んでたので、ここまで並んでる皆さん方は、私たちも閉会式ありますけど、ここまで体験していいよということで、実は私、自らちょっとその現場にいたので、指示をして、建設協会の皆さんにもお願いをしたところでありまして、あまりバサッと、ここまでだよってことで人数制限するのは、ちょっと残念だなという気持ちもありますので、その辺りもうまくどうやれるのかということについても検討していければと思っております。

各小学校区で取り組んでいただいております訓練に職員を派遣することについては、少し内部で、どういう形がいいのか検討をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市内全域で多くの方に参加をいただいて、参加型で訓練をしていくということは大変意義のあることだと思っております。

いつ大規模災害が発生するか分からない中で、公助の限界もありますので、やはり自助・共助をしっかりと地域力・防災力を高めていくということが重要だということ間違いありませんので、こうした総合防災訓練の機会は、市民の皆様方の意識の啓発、備えをしっかりと徹底していく意味で大変重要だと思っておりますので、今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

防災、年々資機材等も向上してきておりますので、いろいろ研究しながら取り入れるところはしっかりと取り入れていきたいというふうに考えております。

引き続き、皆様方の御協力の中で、いざというときにしっかりと防災力が発揮できるような備えと訓練を徹底していきますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

○20番（小川真由美）

市長、様々の検討を今していただきましてありがとうございます。

簡単に言うと、1部2部制というのは、1部に訓練をやって、一旦そこで閉会して、後ほどは、並んだり自由に、フェスタって言い方あれですけど、ゆっくり回れる時間ということで、1回中で締めて、そこで帰りたい方はきっと帰られると思いますし、その後ゆっくり回りた方はっていう、この中で1回締めるとして1部2部で、そういう私の意見でありました。

引き続き、やはり備えあれば憂いなしということですので、皆さんとともに、防災に力を入れていきたいと思えます。

それでは、質問項目1を終わり、質問項目2に入ります。

質問項目2、大人気のこまきこども未来館について。

これは、以前質問いたしました、前回と同じ質問項目で、私も書かさせていただいております。

こまきこども未来館は、小牧市の子育て支援の中核施設として、様々な遊びや体験を通じて、それぞれの学びを見つけることができる小牧市の中央児童館です。

私も夏休みなど、おいつ子や姪っ子を連れだって、楽しみながら何度か施設を利用しています。

子どもたちの遊び場として、大変ありがたい施設であり、令和6年6月議会第2回定例会でも質問をしたところでありますが、近況について質問いたします。

（1）運営状況について。

来館者の推移を伺います。

体験ひろばの講座の開催状況について伺います。

運営状況の現状について伺います。

（2）こまきこども未来館の評価について。

来館者の声や評価をどのように受け止めているかをお尋ねします。

運営に対する評価を伺います。

（3）今後の運営について。

開館から5年が経過しましたが、今後の運営についてお尋ねをいたします。

答弁を求めます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

質問項目 2、大人気のこまきこども未来館について、（１）運営状況についての来館者数の推移についてであります。

令和 6 年度の来館者数は 32 万 2, 858 人で、１日当たり約 964 人の利用でした。

令和 7 年度の来館者数は、10 月 1 日現在、17 万 1, 107 人で、１日平均約 1, 000 人の利用となっています。

次に、イ体験ひろばの講座の開催状況についてであります。

令和 6 年度の体験ひろばの講座開催状況は、専門講師ワークショップを 135 回開催し、延べ参加人数は 3, 191 人、職員によるワークショップを 665 回開催し、延べ参加人数は 2 万 6, 498 人、交流体験キャンプを 333 回開催し、延べ参加人数は 2 万 2, 281 人となっています。

令和 7 年度は、ワークショップとして、専門講師講座を 130 回、職員講座を 670 回、地域連携講座として交流体験キャンプを 320 回開催するほか、新たな講座として、小牧小学校と連携した夢チャレンジ講座を 6 講座、各 5 回、大学と連携した講座を 3 回、高校生社会参画事業の講座を 10 回開催する予定です。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、その運営体制の現状についてであります。

こまきこども未来館は、本市の中央児童館として市内に 7 館ある地域児童館を統括する役割を担っているため直営で運営しております。

一方で、「未来リテラシーを育む」をコンセプトに、子どもたちの好奇心や探求心を刺激する様々な遊びや学びを提供し、より柔軟な発想や豊富な人材を活用した学校や家庭では体験できない多彩な講座を開催するため、講座開催業務と受付業務を N P O 法人 10 人村に委託しております。

こまきこども未来館の運営スタッフは、直営部分については、多世代交流プラザ所長が館長を兼務し、そのほかに兼務の正規保育士 2 人と児童厚生員として会計年度任用職員 17 人を配置しております。

講座開催業務と受付業務の委託部分につきましては、常勤職員 13 人と夜間や繁忙期などのアルバイト職員 29 人が月 2 回の休館日を除く毎日、午前 10 時から夏季は午後 6 時まで、冬季は午後 5 時半まで、交流ひろばにつきましては午後 8 時まで交代で勤務しております。

これだけでは、多彩な講座の運営はできないため、未来館サポーター 201 人、協力団体・協力企業 128 団体の協力を得ながら、日々の各種講座や交流体験キャンプなどの講座を行っております。

前年度に比べ、サポーター登録数は24人増、協力団体・協力企業は21団体増と毎年増え続けており、今後もさらなる多彩な活動が期待されております。

なお、講座開催業務と受付業務委託は、令和6年度から令和8年度までの3年間の長期継続契約となっており、3年ごとにプロポーザルにより委託業者を選定しておりますが、講座開催業務については、オープン前の令和2年度から現在に至るまでNPO法人10人村が受託しております。

続きまして、(2) こまきこども未来館の評価について。

来館者の声、評価をどのように受け止めているかのお尋ねであります。

毎年夏に実施しております市外来館者アンケートの今年度の結果では、こまきこども未来館の印象について、「とても良い」または「良い」との回答が97.1%、職員の印象について、「とても良い」または「良い」が87%となっております。

回答者のおよそ3分の2が2回以上、回答者の2割が10回以上来館しており、「また来たい」との回答が96.8%という結果でありました。

また、昨年、住所要件を問わずに小学生255名を対象に実施いたしました利用者アンケートでは、99%の方が「こまきこども未来館は楽しい」と回答しており、回答者の87%が2回以上来館しているという結果でありました。

アンケート結果から、こまきこども未来館の満足度は非常に高く、市内外を問わず何度も繰り返し利用していただいていることが分かりますが、これは、シンボルツリーやデジタルラボなどの遊具で、いつでも安全安心に遊べるだけでなく、毎日自分に合った様々な体験活動ができることや職員が一人一人に声かけをしてコミュニケーションを取っていることが大きな要因ではないかと考えております。

続きまして、イの運営に対する評価であります。児童館運営委員、PTA連絡協議会代表、児童館父母クラブ代表、学識経験者などで構成します「こまきこども未来館講座運営会議」において、毎年運営の評価をしており、「あそび」「まなび」「交流」「講座」のテーマについて評価していただいた結果、全12項目中「児童が日常的に気軽に利用できる環境づくり」「利用者同士の関係を豊かにする交流環境づくり」

「地域との積極的連携及び地域住民が関わりやすい環境づくり」の3項目について最高のS評価、それ以外の9項目についてA評価と大変高い評価を受けております。

この評価結果を受けて「小牧市児童館運営委員会」や「こまきこども未来館講座運営会議」から「これまでの活動を維持、継続するために随意契約にできないのか」

「3年ごとの公募では雇用が安定せず、せっかく育った人材が退職するリスクがある」

「今後も今の運営を維持、継続するための手法を検討してほしい」などの意見や要望をいただいております。

続きまして、（３）の今後の運営についてのお尋ねであります、「小牧市児童館運営委員会」や「こまきこども未来館講座運営会議」からいただいた要望や意見は、市といたしましても尊重していきたいというふうに考えております。

現状、市といたしましても、非常にいい運営ができていると考えており、今後も今の運営を継続していきたいと考えております。

しかしながら、講座開催業務を委託する場合、地方自治法の随意契約ができる場合に該当する要件がないため、随意契約を締結することはできません。

これまで、こまきこども未来館は、本市の中央児童館としての役割を担うため市の直営としつつ、より柔軟な発想や豊富な人材を活用した学校や家庭では体験できない多彩な講座を開催するため、講座開催業務と受付業務を委託してまいりました。

このため、同じ施設の中で市の直営部分と委託部分が混在し、職員間の情報共有や連携がうまくいかず、利用者に御不便をおかけすることや流動的な人員配置ができず、結果として職員を多く配置することとなり、人件費が高くなっているという課題がありました。

開館から５年を迎え、混雑状況の予測や効率的な人の配置方法もおおむね確立できてきましたことから、現在の委託契約期間が終了する令和８年度末をもって全館を指定管理に移行し、さらなる効率的な運営を図ることを検討しております。

仮に、指定管理に移行しても原則公募となりますが、例外的に「地域に密着した団体、あるいは地域に根差した活動をしている団体に管理を任せたほうが地域の振興及び活性化が期待できる場合」や「市長が特に必要と認める認める場合」に任意指定が認められておりますので、任意指定が可能かどうかにつきましても併せて検討しております。

以上になります。

○２０番（小川真由美）

答弁いただきました。

やはり、こども未来館は、今聞くとサポーターの方が201名や企業団体など128人、8団体ということで、多くの方に支えられており、運営もしっかりされているということが分かりました。

１日平均約1,000人が利用というのは、本当にすごいと思いますが、これ端的に結構です、大体市内市外、パーセンテージ教えてください。

○こども未来部次長（野田 弘）

こまきこども未来館は、平日と土日祝日、夏休み等の長期休暇。以下、休日等と言いますが、来館していただく運用が異なっております。

市内在住の方は、いつでも予約なしで無料で利用できます。

一方、市外在住の方は、平日は予約は不要で無料で利用できますが、休日等は来館者が集中することから、事前予約していただいた上で有料としております。

これにより、市内在住の方の利用機会の確保と休日等の混雑時の緩和、安全対策に努めております。

令和6年度の来館者の市内外の割合は、平日は市内市外とも約50%、休日等は市内が約62%、市外が約38%、合計で市内が約57%、市外が約43%という結果になっております。

市内在住の方の利用が一定程度を占める一方、市外在住の方にも広く利用されており、本施設が子育て支援・交流拠点としての市内外から支持されているものと受け止めております。

○20番（小川真由美）

大体ですが、半々ということが分かりました。

市内の方、市外の方、多くの方に利用されていると思います。

そこで、やはり今、市外が半分とかになってくると、車で来られる方も多く、市営駐車場の使用料、現在既に減免をされてるんですけど、特に午後利用の方は、午前と午後と交代になってますので、まず2時から午後始まって、夏の時間は6時まで。

そして冬ですと5時半という3時間以上、既に使っているんで、そうしますとやはり3時間で今無料となっておりますが、どうしても駐車場のことで、それ以上だとやはり料金が発生してしまうということで、実際に3時間以内に車を回してって方もいらっしゃるって聞いたこともありますし、やはり中央児童館ですので、さらなる減免をしてくださってという声もありますが、それに関してはいかがでしょうか。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

ラピオ地下駐車場をはじめとする市営駐車場は、「小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例」に基づき、市街地における自動車の駐車需要に応じて道路交通の円滑化を図り、住民の利便に資することを目的に設置しています。

そして、駐車場の利用者には、受益者負担の原則から、利用時間に応じて定められた使用料をお支払いいただくこととしています。

また、駐車場使用料の減免につきましては、同条例第10条の規定に基づき、「小牧市駐車場における使用料の減免に関する要綱」で減免の対象者や減免の額などを定めており、こまきこども未来館等のラピオビル内の公共施設を利用した方やラピオビル内の店舗で買物などをした方については、ラピオ地下駐車場をはじめとした小牧駅周辺の市営駐車場で、入庫から3時間分の使用料に相当する額を減免することとしてい

ます。

この3時間の設定は、各公共施設所管課及びラピオテナントの意見を踏まえ、各公共施設利用者の利便性、ラピオテナントの集客に与える影響などを総合的に考慮したものであります。

なお、公共施設ごとや市営駐車場ごとに異なる減免時間を設定することは、利用者の混乱を招くとともに、駐車場の管理運営を煩雑になることから、対象となるいずれの公共施設等を利用しても、小牧駅周辺の市営駐車場における減免時間は3時間とし、統一的に運用しているものであります。

以上を踏まえ、市営駐車場の管理者としましては、こまきこども未来館利用者に対する市営駐車場使用料のさらなる減免につきましては、受益者負担の原則を念頭に、駐車場利用者の利便性、駐車場の効率的な運営など制度運用の合理性の観点から、各公共施設等や市営駐車場の利用実態、混雑状況などを総合的に判断した上で慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

この減免について、今、部長より答弁いただきました。

より多くの方の利用者の声を聞いて、また慎重に検討のほうよろしく願いいたします。

それでは、残り時間を、最後に、こまき未来館で働いている方の声をお伝えしたいかと思います。

地域の児童館と同じような、ちょっと心寂しい子どもたちの居場所としての要素やデジタルなど新しいことへのチャレンジや企業、市民活動、団体、個人など様々な方々との連携により、子どもたちにわくわくする体験を提供するなど、様々なコンテンツに取り組んでいる児童館です。

それだけに難しさはありますが、やりがいのある職場です。

毎日充実していますっていうのが、働いてる皆様の声でありました。

特に、私も行きますと、大変混雑しているときもありますので、今後はぜひ、この混雑時の対応もしっかりしていただき、より楽しく、そして子どもの未来への挑戦を応援する施設として、今後も期待して質問を終わりたいと思います。

本来ですと、市長にも、この開館から5年ですので、運営などを聞いたかったところもあるんですが、時間的によろしいですか。

市長がというのであればよろしく願いします。

何かルールがあるみたいですね。

時間内で、2分ありますので2分内でよろしくお願いします。

○11番（安江美代子）

議長、動議。

○議長（舟橋秀和）

安江議員。

○11番（安江美代子）

一応、3分ルールというのがありまして、議会の申合せで、3分過ぎたら市長答弁を求めないということがあるので、これは市長答弁は控えていただきたいと思います。

○市長（山下史守朗）

市長答弁以外もできないんですか。

○20番（小川真由美）

議長、私、まとめます。

終わり、まだ2分ありますので、自分でまとめます。

○議長（舟橋秀和）

今の動議に対してはどうですか。

（「賛成」の声）

動議は認められました。

○20番（小川真由美）

ルールがあるということで、市長、その思いをまたぜひ次回にお話しいただければと思います、よろしくお願いします。

ですので、多くの子どもたちが元気に楽しく過ごしていただく施設としていただきたいと思います、質問項目2つ全てを終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、小島倫明議員。

○24番（小島倫明）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目1点、「小牧市温水プール」について質問させていただきます。

本市を代表するレジャー施設でもありました小牧市温水プールは、平成3年10月の開業以来、地域住民をはじめ多くの子どもたちに親しまれてきました。

市内外から年間20万人以上の方が利用され、本市を代表するレジャー施設でありました。

しかしながら、市は令和3年11月から温水プールを休館し、劣化調査や改修方針の

結果などを踏まえ、現在の建物を解体することを決定してきたところであります。

私は、温水プールは地元の重要な施設であり、令和4年第2回定例会、そして令和5年第4回定例会と質問させていただいたところであります。

しかし、人口減少が進み、本市の財政も厳しさを増す中、将来を見据えた対応が必要と考え、改めて今回質問させていただきます。

まず、（１）現状についてであります。

市では、令和3年11月の休館以降、建物を解体決定したところであります。

現在の状況に至るまでの経過についてお尋ねいたします。

次に（２）解体工事についてであります。

令和5年12月に公表された「温水プール改修方針検討業務報告書」では、解体工事費の概要が7億6,000万となっております。

このたび、温水プール解体工事設計業務委託が終了し、地元などでは説明があったと伺っております。

そこで、アとして、設計額についてお尋ねいたします。

イとして、工期についてお尋ねします。

またウとして、プール解体後であります。現施設は非常に高低差のある場所に建物が建っております。

解体後の利活用は決まっていないと聞いておりますが、どのような形になるか、その形態についてお尋ねいたします。

以上、誠意ある丁寧な前向きな答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

それでは、質問項目1、小牧市温水プールについて、順次お答えをさせていただきます。

まず（１）現状について、令和3年11月の休館以降の経過であります。

小島議員も先に述べられましたとおり、小牧市温水プールは、平成3年10月に開業して以来、毎年20万人以上の方々に御利用いただいた本市を代表するレジャー施設でありました。

ごみ処理施設の排熱を利用した環境に優しい施設で、入場料も安く、施設内の設備や遊具が豊富であったことから、令和3年度休館するまでに、延べ660万人ものの方々に御利用いただいたところです。

しかしながら、令和3年度に実施した建築基準法に基づく定期調査において、建物の構造部等の複数箇所で「詳細調査を実施した上で補修が必要」との指摘を受けたところであります。

そのため、施設を休館とした上で令和3年11月から劣化調査を実施いたしました。

この調査の結果、内壁、外壁及びスライダーを利用する際に使用するシリンダー塔の階段などにおける鉄骨や金物部分に著しい腐食や断面欠損が見受けられ、建物の耐震性能も建築時の状態を保てていないことが懸念される結果が判明し、施設を継続して休館することといたしました。

そして、温水プールの改修方針等を検討するため、令和4年度から令和5年度にかけて、令和3年度の劣化調査では目視でしか行っていない天井トラスやスライダーの支柱について、足場を組んでの詳細調査や建物の耐震診断を実施するとともに、第三者機関からの判定を受けての耐震補強案の作成や改修等に要する概算費用の算出を行ったところであります。

その結果、耐震診断については、プール全体を9つのゾーンに分けると5つのゾーンで補強等が必要であり、改修等に要する費用については、劣化箇所の改修や耐震補強に要する費用及び熱源供給を受けているごみ処理施設が地元区とのお約束により令和21年度までの稼働となっていることなどを踏まえ、施設を再開した後に令和21年度までに必要となる修繕や設備の更新に要する費用を合計すると、当時の物価状況による試算ではありますが、約25.5億円もの費用が必要となるとの結果となったところであります。

この結果を受け、引き続き施設を維持することは費用対効果が著しく低く、多額の費用をかけて維持し続けることは適切ではないとの判断から、施設を解体することを令和5年度末に決定をいたしました。

その後、令和6年度には、温水プールを解体した後、新たなプール施設の整備を検討するに当たり、より効果的・魅力的な施設となるよう民間事業者13社に対しサウンディング型市場調査を実施したものの、安定した運営や立地などに対する課題のほか、昨今の物価高騰による多大な費用を要するなどの意見が上がったところであります。

また、温水プールの解体につきましても、設計業務委託契約を締結し、設計業務を進めてまいりましたが、敷地内に埋設されている愛知用水の配管試掘調査の結果や一部建材にアスベストが含まれていることが判明したことから、改めて解体工事の手順を検討する必要性が生じたところであります。

そのため、温水プール解体設計業務委託に関しましては、本年度に予算を繰越しさせていただき、先の9月末に完了したところであります。

次に、（２）解体工事のア設計額についてであります。令和４年度、令和５年度にかけて実施した温水プール改修方針検討業務委託では、施設を取り壊すための解体費用は、一般財団法人建設物価調査会により公表されている一般的な鉄筋コンクリート造の施設解体工事費の実績値を参考に平米単価を試算し、温水プールの延べ床面積約6,660平方メートルに乘じ、概算で７億6,000万円と算出したところであります。

しかし、今回実施しました温水プール解体工事設計業務委託では、実際の施設の立地状況や施設の構造のほか、施設の一部が砂防指定区域に立地していることから解体後の造成などが必要な状況を踏まえ、解体工事の設計を行っております。

その結果、敷地内に埋設しております愛知用水の管路、それから既存のフェンスや駐車場をそのまま残置するなど、極力費用を抑えるよう努めたものの、税込で11億8,000万円余と約４億2,000万円の増額となったところであります。

なお、解体工事費の単純比較はできませんが、工事費が増額となった主な要因としては、昨年度に実施したアスベスト調査において、天井の建築部材からアスベストが検出され、棚足場を設置し段階的に除去を行う必要が生じたことなどにより、アスベスト関連経費が３億円ほど必要となったこと。

そのほかにも、建設業における週休２日制推進に伴い、休日の確保のために工期が長期化したことや人件費や建設資材などの物価高騰など、様々な要因が重なったことによるものと考えております。

次に、イ工期についてであります。解体工事につきましては29か月もの長期にわたる工期を見込んでおります。

その大まかな工程につきましては、まず仮囲いや現場事務所の設置などを行った後、建物外と建物内にそれぞれ足場を設置してまいります。

特に、建物内に設置する足場については、天井の建築部材のアスベスト除去のため、作業スペースを設けるための棚足場となっておりまして、アスベスト除去は、この棚足場を順にずらしながら丁寧に手作業で行う必要があり、６か月もの工期を要するところであります。

そして、アスベスト除去が済んだ後、施設の大屋根や外壁などの撤去に10か月ほどを要し、その後、基礎解体や建物の地盤改良のためのくい262本の撤去と併せ、現施設の高低差や治水などを考慮し造成するなど、順次29か月をかけながら解体工事を進めていく予定となっております。

続きまして、ウ解体後の形態でありますけれども、温水プールにつきましては、北側上段が駐車場、南側下段が建物がある段差地となっておりますが、安全対策及びごみの不法投棄防止対策などのため、フェンスを設置し人が出入りできないようにいた

します。

そして、上段の駐車場部分につきましては、防草対策及び経費削減のためアスファルトをできる限り残した上で、東側の一部をふれあいの森に訪れる方が利用できる駐車場として残すよう整備をしております。

下段につきましては、建物を撤去し、平底のすり鉢状の地形とするとともに、温水プールの敷地の一部が砂防指定区域となっていることから、治水対策として、砂防法上での雨水等の必要貯水量を建物解体後の平底のすり鉢状の地形部分、約6,700平方メートルで貯留し自然浸透させるよう整備をしております。

また上段部分と下段部分とは5メートルから7メートルの高低差ができますが、擁壁を設ける必要がないよう、のり面の傾斜角を約30度と緩やかにするとともに、中間部分に平場を設けることで、のり面の安定性を高めてまいります。

そして、さらにのり面を植生して緑化することで安定させ、土砂の流出や崩れを防止するよう整備し、温水プールの解体後に地域の方々が土砂災害等に不安を抱かないよう適正に管理しております。

以上となります。

○24番（小島倫明）

答弁いただきました。

まず、温水プールの解体、休館以降の経過については、丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

温水プールについては、当初予定しておりました休館期間から劣化診断、調査結果や改修方針の検討経過もあり、現状等が随時変わってきたなという思いでございます。

市のホームページを確認しますと、令和6年3月28日に解体の方針が決定した旨の更新以降、新たな情報提供はありませんでした。

解体設計業務委託が行われたことには理解いたしますが、市民、そして地元の方々は、今後どうなっていくんだろうか、いろんな心配される方もいるところであります。

今後、実際に解体工事に入っていくと思いますが、できるだけ丁寧に情報を出していただくと、地元野口区また近隣住民などにも安心しますので、この点について強く要望させていただきます。

続きまして、（2）解体工事についてですが、工事設計額は随分大きく大きく膨らんだかと、4億2,000万もという正直な感想でございますが、また工期についても29か月、これさらに入札などの手続を含めると、実際には3年以上かかるかなと私は考えます。

それぞれ理由については説明をいただきましたが、天井などの部分のアスベスト含

まれていることから、適正な管理、情報提供をお願いしたいと思います。

先ほど御答弁いただきましたけども、できる限り費用を抑えるということでございますが、説明があった一番私が心配しているのは、愛知用水がすぐ隣に配管あるということで、この解体工事には、かなり慎重に工事をしていただかないと、すごいことかなるような気がしますので、この辺は慎重にやっていただきたいと思います。

解体後の高低差などが崩れることがないように、緩やかな傾斜などを心配するということが配慮するということが分かり、少しは安心しましたけども、さらに温水プールの敷地の一部が砂防指定地域であり、治水対策をすることや先ほどありましたふれあいの森の利用者のために駐車スペースなどを設けていただくということも分かったところでございます。

解体後の利用方針がまだまだ決まっていないのは大変残念ですけど、現時点での必要な対応を取っていただけることは理解いたしました。

それぞれ御答弁をいただきましたが、幾つか再質問させていただきたいと思います。まず、地元への対応状況についてであります。

地元でも解体などが、話が耳に入ってくるわけでございます。

今後の対応を含め、地元の対応についてお尋ねいたします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

地元の野口区につきましては、昨年度に解体に至った経緯などを御説明させていただき、その後、温水プール解体工事設計業務委託が完了した後の本年11月になりますが、解体工事の整備の概要などについて御説明させていただいたところであります。

また、篠岡地区区長会におきましても、本年9月に解体に至った経緯と、それから解体工事の概要などについて御説明させていただきました。

それぞれ御説明させていただいた中で、温水プールや駐車場、それから施設周りの雑草について、防犯上の観点からも心配であることから適切に管理してほしいとの意見や昨今の物価高騰から、できるだけ早く工事に着手したほうがよいのではないかという意見をいただいたところであります。

これら地域の方々からいただいた意見を尊重し、できる限りの対応をするとともに、今後解体工事に着手する際には、改めて地域の方々に対しまして工事の内容などを御説明させていただきたいと、そのように考えております。

以上となります。

○24番（小島倫明）

答弁いただきました。

地元もいろいろ不安に思うところがありますので、十分な対応をよろしくお願い申

し上げます。

特に解体工事などが始まりますと、騒音、振動などの苦情も心配されます。

いろいろな声が市にも届くかと思いますが、できる限り対応をよろしく願いいたします。

続きまして、解体後の環境維持・管理について再質問させていただきます。

解体後については、フェンスを設置し、人が出入りできないよう整備することは分かりました。

解体後の利活用方針がまだまだ決まっていないところでもありますけども、草木やごみなどの不法投棄が心配される場所でもあります。

空き家、空き地などでも問題になっていることから、市としてのどのような対応をしていかれるのかお尋ねいたします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

先ほどお答えしましたとおり、地域の方々より、施設周りの雑草について防犯上の観点からも心配であることから、適切に管理してほしいとの意見をいただいているところでもあります。

施設解体後は、安全対策及びごみの不法投棄防止対策などのためフェンスを設置し、人が出入りできないような形で維持・管理をしておりますが、上段の駐車場部分や下段の雨水等を貯水するすり鉢状の地形部分はもとより、少し離れた位置にあります第3、第4駐車場も併せて定期的な除草や巡回監視を行い、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○24番（小島倫明）

答弁いただきました。

今の答弁で、温水プールのみならず、離れた第3、第4駐車場なども適切にやっただけということですが、今年の夏頃でしたか、第3か第4駐車場は民家が近いということで、雑草が覆いかぶさっておりまして、これも対応していただいたということは聞いております。

衛生面や景観などに問題が生じ、不法投棄なども発生しやすくなります。

不法投棄があると治安にも悪影響を及ぼしますので、大変だとは思いますが、定期的な確認とパトロールをよろしくお願い申し上げます。

温水プールの解体につきましては、幾つかお尋ねをしておりますが、最後の再質問をさせていただきます。

跡地の利活用についてであります。

残念ながら、解体後の利用方針、利活用方針が決まっていない中、暫定的な整備状況は理解するところではありますが、私の地元としては、今後の夢のある整備を期待するところであります。

人口減少なども進み、健全財政を誇っていた小牧市の財政も、ここ数年非常に苦しいということは、重ね重ね伺っております。

現時点では、なかなか答弁はしづらいかもかもしれませんが、今後の可能性を含め、お答えいただける範囲で結構でございますので、答弁よろしくお願い申し上げます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

温水プールの解体後につきましては、これまでも本市の財政状況がより一層厳しさを増している中で、施設の廃止も検討せざるを得ないこと、仮に廃止ではなく建て替えをするとしましても、現施設の利用が夏場に集中していたことなどの実態を踏まえ、できるだけ安価に整備、運営できる夏限定の屋外プールに建て替えることも選択肢の1つであることをお答えしてまいりました。

また、新たなプール施設の整備に関して、民間事業者を対象に実施しましたサウンディング型市場調査におきましては、安定した運営や立地などに対する課題のほか、昨今の物価高騰により多大な費用を要するなどの意見が多く、結論を出すに至っておりません。

そのような状況も踏まえ、解体後、当面の間は、先にお答えしました形態に整備し、適正に管理していくこととしたところであります。

温水プール跡地は、約2万平方メートルもの広さがある市の貴重な財産であります。

高低差のある段差地や愛知用水の配管、用途制限など様々な課題はあるものの、有効な利活用は、市としても重要な課題と考えております。

全庁的に様々なアイデア、それから利活用案を検討していくとともに、民間事業者などからも御提案をいただいた際にも、その効果、可能性などを十分に検討し、併せて人口減少や厳しさを増す本市の財政状況など、将来的な可能性・リスクなどを十分に踏まえて温水プール跡地の利活用を決定していきたいと、そのように考えております。

以上となります。

○24番（小島倫明）

なかなか現時点では、はっきりした答弁は難しいとは理解いたしますが、方針など一定の方向性が定まりましたら、ぜひ速やかに、地元にも情報を提供をよろしくお願いいたします。

今回、小牧市温水プールについてお尋ねいたしました但、令和3年11月の休館以降、

4年以上、なかなか目に見える動きがありませんでした。

これで少しは変化が見えてまいります。

多くの市内外の子どもたちが利用してきました温水プールが解体されていくのは、私は寂しさを感じます。

今の現状を少しでも前に進めていかなければなりません。

東部地区は高齢化や人口減少などが急激に進行し、まさに現在の日本が抱える課題の縮図となっております。

本市の財政状況が苦しいことは十分承知しておりますが、我々議員と市長をはじめ、職員の皆さんとともに、よい知恵を出し合いながら、東部地区のみならず、一緒に小牧市、将来、未来を創り上げていくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、余語智議員。

○7番（余語 智）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました質問項目1点につきまして質問をさせていただきます。

それでは質問項目1、「市民のための財政運営」についてであります。

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」、これが地方自治法の条文であります。

さらに、地方財政法には、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない」とあり、これらの条文は、ともに費用対効果を最大限に発揮するというお金の使い方をしなければならないと規定するものであります。

市民のための財政とは、「市民の皆様が納めたお金、つまり税金、市民生活に役立つよう費用対効果を最大限に発揮する活動」であります。

このような活動をしていく中で、自治体の財政運営の状況を示す指標があります。

財政力指数、実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率などがそれに当たります。

近年、本市の指標の中で、経常収支比率が懸念するところであります。

経常収支比率を分かりやすく申し上げますと、市の財政で入ってくるお金のうち、必ず支出しなければいけないお金の割合を示す数字であり、その数字が高いと財政の

融通が利きにくくなるものであります。

そこで質問をいたします。

(1) 経常収支比率について。

過去5年の経常収支比率の推移に対して、どのように評価しているのか、お伺いいたします。

基金を分かりやすく申し上げますと、自治体の「貯金」に当たります。

また基金として所有している資金を貯金や債券、いわゆる国債や地方債などの運用に配分することで、確実に保管管理し効率的に増やしていくことを「基金運用」と言います。

7月の報道で、自治体の中には、基金の運用は預金を中心だったところもありましたが、2016年の日銀のマイナス金利政策導入後は、少しでも運用益を出そうと償還期間が10年を超える超長期の国債の購入に舵を切る自治体が多くなりました。

ところが、昨年2024年3月にマイナス金利が解除されると、長期金利が上がり、債券の市場を価格が下落、要するに基金が上昇すると、以前に発行された利子の低い債券の価格が下がるため、自治体が保有する債権に多額の「含み損」が生じることになります。

含み損の多い市を申し上げますと、岐阜県関市では、含み損が約123億円、伊那市が約45億円、愛知県愛西市が約26億円の含み損があると明かされ、各自治体に影響が広がっております。

(2) 基金の運用について。

ア小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画では、「公金管理基準」に即した公金運用を進めるとありますが、基準内容をお伺いします。

イとして、基金運用における普通預金、定期預金及び債券の割合をお伺いいたします。

ウとして、債券の額面金額及び残存期間の状況をお伺いします。

エとして、債券の含み損はどのくらいあるのか、評価状況をお伺いいたします。

オとして、債券の運用益の推移をお伺いいたします。

カとして、災害時等の有事の際、迅速に活用できる流動性のある資金はどのくらいあるのかお伺いいたします。

市債であります、市債を分かりやすく申し上げますと、公共施設の建設など、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入れのことです。

現在、学校再編が検討されていますが、再編による学校の建て替えや、大型施設の解体・改修・修繕などで多額の出費を要するため、借入れによる財政運営が加速する

ことも考えられます。

（３）市債の借入れについて。

今後、学校等公共施設の建て替えなどの大型事業を見据えた起債の考え方をお伺いいたします。

現在、令和８年度の予算編成が進められております。

中には、既存の事業の見直しを行うなど、歳出を抑えるよう取り組まれているかと思えます。

また、費用対効果を考えながら歳出を抑えることも必要かと思いますが、同時に、自主財源をいかに増やすのかも大事な予算づくりの１つだと思います。

（４）令和８年度の予算編成について。

予算編成に向けて、自主財源を確保するための取組をお伺いいたします。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目についての１回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について答弁を求めます。

○総務部長（長尾正人）

それでは、質問項目の１、市民のための財政運営について、（１）経常収支比率について、過去５年間の経常収支比率の推移について、どのように評価しているのかのお尋ねであります。

経常収支比率は、市税のほか、経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費などの経常的な経費に充当されている割合を示すもので、自治体の財政構造の弾力性を示す指標です。

本市の直近の５年間の経常収支比率は、一番低いときが令和２年度、令和３年度の８８．７％、一番高いときが令和５年度の９２．９％であり、直近５年間は９０％前後の水準にあります。

これは、経常的な収入の９割は使途が決まっており、新たな施策や建設事業などの臨時的な支出に充てられる経常一般財源が１割程度しかないということを示しております。

経常収支比率の上昇要因としては、コロナ禍において景気が低迷し税収が減少した一方で、物価の高騰、労働力不足等を背景とした人件費の上昇や高齢化の進行などに伴う社会保障関連経費の増加が続いていることが挙げられます。

そして、これらの経費の多くは、本市にコントロールの余地がないものであります。また、会計年度任用職員への期末・勤勉手当の支給や定期接種となった带状疱疹予

防接種、そしてふるさと納税の普及に伴う税源流出の一部に対する補填のように、近年の国の制度改正や施策に伴う事業でありながら、その実施に係る自治体の負担は、普通交付税による財源負担とされるものが多数あります。

普通交付税が交付されない不交付団体である本市は、一般財源を投入して実施せざるを得ない状況が続いており、財政の硬直化が進んだ大きな要因となっております。

世界経済情勢は不透明な状況ではありますが、仮に市税収入が伸びたといえども、扶助費や人件費、あるいは物価上昇による経費もさらに増大することが予想されますので、非常時に機動的に動ける資金を保てるよう、常に経費の精査を行い、経常収支比率の上昇を抑えていかなければならないと考えております。

○会計管理者（舟橋知生）

次に、基金の運用について、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、まちづくり推進計画に記載がされている公金管理基準の内容についての御質問であります。

公金管理基準は、本市の財政の健全運営に資するため、地方自治法、地方財政法、地方公営企業法及び各施行令に基づき、本市の公金管理方法などを定めた基準であり、公金管理の基本原則や管理の在り方について定めています。

その基準において、基金の管理については、「元本回収の確実性の確保」、「支払い準備のための流動性の確保」、「運用資産としての効率性の追求」を基本原則としています。

また、基金の管理方法については、「当該年度及び翌年度に処分が予定されている資金を短期資金と位置づけし、原則として金融機関の大口定期預金等の預貯金または短期債券により管理する」とし、また「処分予定が翌々年度以降になる見込みの資金を長期資金と位置づけし、債権及び預貯金等による効率的な分散管理をする」としています。

そして、債権及び預貯金等の管理については、「期限または満期まで持ち切ることを原則とする」としています。

次に、資金運用における普通預金、定期預金、債権の割合についてであります。

11月末現在の積立基金の運用における割合でお答えをさせていただきます。

積立基金の残高214億7,900万円余に対して、普通預金は13億8,600万円余で、割合は約7%、定期預金は155億円で約72%、債券は45億9,200万円余で約21%であります。

次に、債券の額面金額及び残存期間の状況についてであります。

これにつきましても、11月末現在の状況でお答えをさせていただきます。

債券の額面金額は、全て1億円で46本保有をしています。

また、債券の残存期間についてであります。これは5年単位でお答えをさせていただきますと、5年以内が3本、10年以内が7本、15年以内が21本、20年以内が15本となっており、最も満期償還までが長い債券は約18年であります。

次に、債券の含み損はどれくらいあるか、評価状況についてであります。

金融商品取引所等から公表された基準価格や証券会社の基準日時点の取引レートを参考にした評価額が証券会社からの債券の取引残高報告書で示されていますので、その金額でお答えいたしますと、令和7年3月末時点での債券の含み損は、7億円余となっております。

次に、債券の運用益の推移についてであります。

運用益の推移は、令和となってからは、おおむね2,000万円から3,000万円で推移をしております。

なお、過去3年間における債権の運用益の実績は、令和4年度が2,200万円余、令和5年度が2,500万円余、令和6年度が2,700万円余となっております。

次に、災害時等の有事の際に迅速に活用できる流動性のある資金はどれくらいあるかについてであります。

災害時等の有事の際の資金としては、財政調整基金を充てることが想定をされますが、11月末現在の残高は64億円余であり、仮にこれを予算化され、取崩しを行う場合においても、現在の普通預金及び大口定期預金により対応することが可能であると考えております。

以上であります。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（3）市債の借入れについて。

今後、学校等公共施設の建て替えなどの大型事業を見据えた起債の考え方についてのお尋ねであります。

学校を始め、公共施設は長期間にわたり使用するものであり、施設の建設、整備に当たっては、建て替えや整備する年度に向けて基金を積み立てるとともに、世代間の負担の公平性の観点から、市債を活用することで、将来世代にも負担を求めています。

今後、人口減少が一層進むことも考えますと、これまでのように大型の公共施設を建設、整備することは減っていくと思われませんが、公共施設の建設、整備に当たっては、今後におきましても国や県などの補助金の積極的な獲得と基金の計画的な活用をした上で、市債を活用していきたいと考えております。

近年では、金利が上昇しておりますので、将来世代の負担が過大とならないよう健

全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、（４）令和８年度の予算編成について。

予算編成に向けて、自主財源を確保するための取組についてのお尋ねであります。

本市の主な自主財源として、市税、寄附金、使用料及び手数料などがあります。

収入の根幹である市税につきましては、電話催告やダイレクトメールの送付による納税の勧奨、休日納税相談などの取組により、さらなる収納率の向上に引き続き取り組んでまいります。

ふるさと納税では、一層自治体間競争が激しくなっておりますが、多くの方から御寄附をいただけるよう、ふるさと納税事業の人員体制を強化し、昨年度はお礼の品を新たに約500品増やしたところであります。

企業版ふるさと納税では、市長、副市長を筆頭とした全庁的な営業活動に取り組んでいるほか、複数の企業と成果報酬型のマッチング支援委託を契約し、本市の事業をPRするとともに、寄附金の獲得に努めているところであります。

また、現在、市制70周年記念事業として、史跡小牧山山頂の石垣復元整備の完成に向けた「史跡小牧山 夢・チャレンジ寄附金」を募集しております。

11月末時点で、個人73名と企業30社から約2,800万円の御寄附をいただいているところであります。

御寄附の特典といたしましては、寄附者のお名前を記した銘板を小牧山歴史館内に設置させていただくものであります。

募集期間が今月末で、残り僅かではありますが、せっかくの機会ですので、市民の皆様、企業の皆様に引き続き周知してまいります。

使用料及び手数料につきましては、おおむね５年ごとに全体の見直しを行っており、令和８年度に見直しを予定しております。

このほかにも、様々な媒体を活用した広告料収入の獲得、土地の売却や貸付け、不要となった物品や金属廃材の売却等、工夫を重ねております。

また、歳出の抑制により、他の事業に財源を振り分けることができるようになるという点から、歳入の獲得だけでなく、DXの推進による事務の見直しにより、省力化、無人化を進めていき、サービスの質を落とすことなく、一層の経費の削減にも継続して取り組んでまいります。

以上であります。

〇７番（余語 智）

御答弁ありがとうございます。

（１）の経常収支比率は、直近５年間で90%前後で推移していることが分かりまし

た。

一般的な指標では、経常収支比率が85%から90%程度は、財政が「おおむね健全」である、90%から95%は「やや硬直化」の状態と言われております。

本市では、「やや硬直化」の域にあり、財政の弾力性が弱りつつあると解しているかと思えます。

一方で、財政経常収支比率があまりにも低い状態だと、「自由に使えるお金があり余っている」ということですので、新たな行政サービスの向上にお金を使うか、あるいは、市民の負担を軽減させるべきなのかという考えに行き着き、どの程度の比率が適切かは難しい面があると思えます。

本市は、普通交付税の不交付団体ということもあり、一般財源に頼らざるを得ないことで融通の利かない財政となりつつあるものと考えます。

そこで再質問をいたします。

経常収支比率について、愛知県内の不交付団体の市のうち、本市はどのくらいの位置にあるのかお伺いをいたします。

○総務部次長（古澤健一）

令和6年度決算で申し上げますと、県内で普通交付税が交付されていない市は12市あり、経常収支比率が低い方、すなわち弾力性の高い順で9番目であります。

以上です。

○7番（余語 智）

ありがとうございました。

本市は、県内交付団体12市のうち9番目に位置することが分かりました。

比率90%を超えている他の不交付団体においても、本市と同様に一般財源に頼らざるを得ないことで、融通の利かない財政となりつつあるのではないのでしょうか。

歳出が人件費などの固定費により大部分を占めることで、新たな政策に回せる財源の確保が難しい中、少しでも改善していく体制づくりは、市民のための財政には欠かせないものと思えます。

そこで提案いたします。

経常収支比率は、一度上がると下げにくいと言われております。

やはり計画を立てることと考えます。

費用対効果を踏まえながら、歳出を抑えることはもとより、経常収支比率を「90%以下にする」などの数値目標を明確化し、単年度はもとより、中長期的な計画を立て、それに基づき改善していく体制づくりを御提案申し上げます。

（2）のア「公金管理基準」については、法に基づき適切に管理されていることが

分かりました。

また、債権、預貯金等については、期限または満期まで持ち続けることを原則としていることが確認ができました。

イの基金運用については、普通及び定期預金を合わせて約79%、債券運用が約21%となっており、大半が預金運用で占めていることが分かりました。

ウの債券の額面金額については、額面が全て1億円で46本保有され、運用されていることが分かりました。

エ債権の含み損は7億円余とのことであります。

そこで再質問をいたします。

含み損が7億円とかなり膨らんでいるようですが、本市の財政運営に影響があるのか伺いをいたします。

○会計管理者（舟橋知生）

現在保有している債券は、国や地方公共団体により元本保証がされた主に国債などの債券であり、満期まで持ち切ることを原則としていることから安全性が確保された運用となっていると考えています。

また、流動性のある資金についても、先にお答えしたとおり、十分に有しており、予算化された基金の取崩しに対して問題なく対応できることから、影響はないと考えております。

以上です。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

含み損7億円は、評価上の数字になりますが、もし7億円という含み損を抱えたまま途中で債権を売却すれば損失が確定することになります。

本市では、保有している債券が、主に国債などの債券で満期まで持ち切ることを原則としていることから、安全性が確保された運用になっていることが確認できました。

オの債券の運用益の推移は、令和となつてからは、おおむね2,000万円から3,000万円程度の運用益を生み出していることが分かりました。

カの災害時等の有事の際、迅速に活用できる流動性のある資金は、財政調整基金の64億円余での対応ができるということが分かりました。

財政調整基金は、年度間の財政調整等で取崩しされることが多いかと思いますが、不測の事態への備えとしても貴重な財源になりますので、一定額の確保をお願いをいたします。

基金の運用は、預金及び債券での運用で賄われていますが、その多額の預金及び債

券の運用に当たっては、どのような運用計画で行っていけば運用益を十分生み出すことができるのかなど、大変重要な業務であるとともに慎重を期す業務だと考えます。

そこで再質問をいたします。

専門家による基金運用についての助言等を受けることはできないのかお伺いをいたします。

○会計管理者（舟橋知生）

専門家による基金運用についての助言を受けることができないかとのことのお尋ねであります。

現在でも債券における運用につきましては、幾つかの証券会社から金利動向や新たに発行される債券などについての情報提供をいただいております。投資を検討する中では助言をいただいているところであります。

また、全国的に見ても多くの地方自治体が債券運用を行っていますので、そうした自治体の状況も参考に、安全性や流動性を確保した効率的な資金運用に努めてまいります。

あと1点、先ほどの歳出の中で含み損の歳出の中で、1点訂正をお願いいたします。

私、国や地方公共団体により元本保証されたというふうに答弁いたしましたが、正しくは、国や地方自治体により元本保証されたが正しい内容になりますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

証券会社からの助言をいただき、対応されていることが分かりました。

そこで、御提案申し上げます。

基金は、市民の生活に直結する「資産」であり、自治体にとって基金運用は「安全性が最優先」であります。

そのため、第三者として外部の金融専門家なども含めた「会議体」を設置し、基金のみならず公金の運用の質の向上、リスク管理強化に努めていただくことを御提案申し上げます。

（3）市債の借入れについては、施設の建設整備においては、国、県の補助金の活用とともに、基金の積立て及び世代間の負担の公平性の観点から市債を活用をされるということであります。

また、現在、市場では金利の引上げが目前にあり、常に金利には注視しながら対応していく必要があります。

(3) の再質問はありません。

(4) の令和 8 年度の予算についての自主財源の確保であります、いろいろ取り組まれていることが分かりました。

市税の収納については、電話催告などに加えて、令和 6 年度から収税窓口の業務等の委託化もされております。

それにより、収入未済額の減少及び収納率の向上につながっているものと考えます。

ふるさと納税では、人員体制を強化され、また、企業版ふるさと納税では、営業活動にも取り組まれ、寄附金の獲得に努められております。

市有地の売却については、11月号の広報にも掲載がされました。

普通財産の中には、不整形な土地、間口が狭いなどのいろいろな制約のある土地もあることから、売却による財源確保には苦慮することもあると考えられます。

貸付けをしたり隣地の方へのあっせんなど、積極的に進めていただきたいと思います。

使用料及び手数料については、重要な財源の 1 つであります。

令和 8 年度に使用料及び手数料の見直し作業を行うことが分かりました。

そこで最後の再質問をいたします。

使用料、手数料について、市内在住者と市外在住者との料金設定に差をつけている自治体もあります。

今後、使用料、手数料の見直しをするに当たり、このような差をつける料金設定の検討を行っていくのか、お伺いをいたします。

○総務部長（長尾正人）

市民と市外在住者で、使用料の設定を変えることについては、令和 3 年度の使用料、手数料の見直しの際にも議論があったところであります。

現在本市では、市民と市外在住者で使用料の設定が異なっているものとして、公民館の会議室や児童館の音楽スタジオを利用する場合や休日や夏休みなどにこまきこども未来館の遊びひろばを利用する場合などがあります。

施設に係る管理運営費は、利用者が支払う使用料のほか、その多くは市民の税金により賄われております。

施設の利用に際し、収益と負担の公平性を考えると、市外在住者の利用に対しては、市民よりも高い使用料を設定することは、市民の一定の理解も得られるものと考えております。

来年度に使用料の見直しを予定しておりますので、施設の性質や利用状況、また近隣の類似施設の状況などを踏まえて、市民と市外在住者との使用料の設定についても

検討してまいります。

以上であります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

使用料、手数料の改定に当たっては、なぜ改定をするのかを市民の皆様に明確に示す必要があります。例えば施設ごとの年間維持管理費を原価分析をして料金の適正化を図ることもあるでしょう。また、光熱費が上がっていることで、空調費用などを別料金として適正化を図ることもあるでしょう。

犬山市では、管理する国宝犬山城の入場登閣料を550円から1,000円への値上げを令和8年3月から改定し、天守の防災対策や史跡整備の事業などに充てるようであります。また、人工芝を全面的に張り替えた多目的スポーツ広場は、これまで算入されていなかった工事費用を組み込むため、使用料基準は2倍近い9,070円に値上げされました。さらに、市外利用者は市内利用者の2割増しとされています。このような視点も参考にしながら、適正な料金設定を検討していただきたいと思います。

結びとなりますが、県内の不交付団体の中に碧南市があります。碧南市は高い財政力を生かし、市民負担を極力抑えた質の高いサービスを提供してきました。しかしながら、物価高騰、人件費の上昇、老朽化した公共施設の修繕費及び市民病院の経営悪化等により、市の財政が危機的な状況に陥っているとして、本年9月24日に財政非常事態宣言を発出して、市民に協力を呼びかけております。財政調整基金は数年後には枯渇すると想定されています。このことから碧南市では、市内に3つある図書館のうち、老朽化が進む1館を今年度末で閉館するほか、市内の22の公共施設の使用料・手数料を最大で1.45倍まで引き上げる条例案を12月定例会で提出されるようであります。このように、不交付団体でも不安定ともとれる財政運営となっています。

私は市民の皆様から「小牧市は不交付団体で財政も豊かだから、いろんなことがやれますよね」とよく耳にします。一方で市職員の方からは、財源確保が難しいとの声も聞きます。いずれにいたしましても、市民の皆様から貴重な税金を、費用対効果も含めバランスよく配分し、市民の皆様の満足度が得られる政策を展開していく必要があります。限られた財源の中で知恵と工夫を出し合い、市民の皆様のために健全な財政運営をされることを期待し、質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時5分といたします。

（午後0時03分 休 憩）

(午後 1 時05分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、佐藤早苗議員。

○9 番（佐藤早苗）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目 2 件について質問させていただきます。

質問項目 1、身元保証等終活への高齢者支援についてです。

終活とは人生の終わりを見据え、身の回りの様々なことを整理する活動のことを指します。かつては自分や親の死後について口にするのは縁起でもないこと、元気なうちに考えることではないとされてきました。しかし、最近では終活という言葉もすっかり一般的となり、口にしやすいものではなくなっています。これは終活を死という側面だけで捉えるのではなく、残りの人生を有意義に過ごすために行う活動として注目されるようになってきたからではないでしょうか。

国では、高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の令和 6 年の推計によりますと、65歳以上の高齢単身世帯は、2020年の約738万世帯から2030年には約880万世帯へ増加し、2050年には約1,084万世帯となり、全世帯の 2 割を高齢単身世帯が占めるとされています。高齢単身世帯のうち、とりわけ「身寄りのない高齢者」は、日本総研の試算では2050年には448万人となり、高齢者全体の11.5%、つまり 9 人に 1 人が身寄りのない高齢者になると見込まれています。その要因として生涯未婚率の上昇が挙げられています。今は御家族で暮らしている方でも、突然の死別や離別等、様々な事情で誰もが身寄りのない高齢者になり得る時代です。

身寄りのない高齢者が抱える問題としてあるのは、買物や病院の付添い、金銭管理などの日常生活の困り事に加え、入院・入所時に身元保証人を求められることが多いことや、さらに遺体の引取りや火葬、借家の原状回復など、死後に関わることにまで及びます。

身寄りのない高齢者が、これまで家族が担ってきた支援をいかに確保するかが課題となっています。生活保護受給者や、判断能力が不十分で成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用している方には、ある程度、権利擁護センターや社会福祉協議会などが本人の問題解決を伴走支援します。その対象とならない人には、制度の隙間とし

て課題が生じ、支援が必要になります。

これら終活の問題を総合的にサポートする民間のサービス事業もあり、大きく広がりを見せていますが、費用が高額で、総務省の調査によると、サービス利用開始時に必要な金額が少なくとも100万円以上かかる場合があります。経済的に余裕のない人には利用が難しく、また、契約内容を巡って金銭トラブルになるケースも少なくありません。

そこで、厚労省は、葬儀や死後の財産処分などを行う民間事業者向けのガイドラインを作成し、また、新たな公的な支援の必要性を踏まえ、各地でモデル事業を実施しています。経済的に余裕がない人でも利用できるよう、収入や資産に応じて定額や無料で利用できる形を目指しています。

そのモデル事業に選ばれている自治体の中で、川崎市では「未来あんしんサポート事業」があり、遺言の作成支援や死後事務、見守りサービスもセットで総合的な支援パッケージを提供する方式で、2024年度から本格実施されています。また、岡崎市では、「ずっと安心！終活応援事業」を実施しており、相談調整窓口を整備し、コーディネーターが公的サービスや民間サービスをつなぐ支援を行っています。今後、本市におきましても、身寄りのない高齢者に対する行政の役割が最重要となってまいります。

そこで質問です。

（１）高齢単身世帯について。

ア、住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢単身世帯の世帯数について伺います。

イ、高齢単身世帯についてどのような状況にあるのか、世帯数の推移を伺います。

（２）身寄りのない高齢者の支援について。

ア、どのように把握されているのか伺います。

イ、支援の状況について伺います。

ウ、亡くなった後の課題について伺います。

終活は、本人による意思決定を基本として行われることが重要であると考えます。新聞報道によりますと、延命治療を望まない高齢者が救急搬送され、本人の意思に反した医療行為が行われ、救急医療の逼迫にもつながっているとありました。

厚労省は、人生会議を推奨しています。人生会議とは、自分らしく生きるために何を大切にしたいか、人生の最終段階でどのような医療やケアを望むのか、もしものときのことを前もって考え、家族や医療介護関係者と話し合っておくことです。2018年1月30日、ACP、アドバンス・ケア・プランニングの愛称を人生会議と発表し、いみとりの語呂から11月30日を人生会議の日決定しました。そして人生の最終段階に

おける医療・ケアに関する意識調査を行っております。令和4年の最新調査では、あなたは人生会議についてこれまで知っていましたかとの問いに、国民の認知度は、よく知っているが5.9%、聞いたことがあるがよく知らないは21.5%、知らないが72.1%の結果となっています。まだまだ認知度が低い状況がうかがえます。また、人生会議を話し合ったことはないとした方の理由は、話し合うきっかけがなかったからが最多となっています。

本市でも、「わた史ノート」を使って人生会議を推進していますが、誰にでも取り組みやすくなるような環境づくりが求められていると思います。

(3) 人生会議について。

ア、普及啓発について伺います。本市の「わた史ノート」はエンディングノートではなく、これまで自分が歩いてきた人生を振り返り、自分自身の気持ちを見つめ直すことによって、これからの人生を自分らしく生きるためのノートです。

「わた史ノート」が新しく改正されたということですが、イ、「わた史ノート」の改正に至った経緯について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

御答弁よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目1、身元保証等終活への高齢者支援について、（1）高齢単身世帯についてのア、住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢単身世帯の世帯数でございます。

過去3年間の10月1日時点の数値でお答えいたします。令和5年が9,340世帯、令和6年が9,783世帯、令和7年が1万60世帯でございます。

次に、イの高齢単身世帯についてどのような状況になるか、今後の推移でございます。今後の推移について、令和6年3月に策定した小牧市地域包括ケア推進計画での推計値で申し上げます。数値は各年10月1日時点の数値になります。令和7年が9,719世帯、令和8年が9,876世帯、令和12年が1万505世帯、令和22年が1万2,536世帯で、年々増加することが見込まれます。

なお令和7年の世帯数を言いますと、計画の推計値が9,719世帯であるのに対し、現実には1万60世帯となっておりますので、計画策定時の推計より増加のスピードが速い状況となっております。

次に（2）の身寄りのない高齢者の支援について、アのどのように把握をされているかでございます。

身寄りの有無につきましては、現状では1人暮らし高齢者台帳の緊急時の連絡先などにより把握をするという状況でございます。

なお、生活保護の申請があった場合や成年後見制度を利用する場合など、戸籍調査を必要とする場合には、戸籍調査により身寄りの有無を把握をしております。

私からは以上です。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、支援の状況についてであります。

身寄りのない高齢者への支援としましては、孤立を防ぐため、見守りが必要であると考えますので、民生委員・児童委員や保健連絡員、地域包括支援センターなどと連携し、見守りや声かけを行っております。

また、家庭訪問の機会が多い事業者を協力事業者とする高齢者等見守りネットワーク事業、緊急通報装置の設置、配食サービスなどによる支援に努めているところです。

さらには、重点的に見守りが必要な方につきましては、市と地域包括支援センターが連携して支援を行っており、施設入所などのサービス利用が必要な際は、必要に応じて老人福祉法に基づく措置や成年後見の審判申立てなどの支援を実施しております。

続きまして、ウ、亡くなった後の課題についてであります。人がお亡くなりになった際には、死亡診断書の作成依頼に始まり、死亡届の提出、火葬の実施、財産の処分が必要になり、これらは一般的には相続人などの親族が執り行います。

一方で、身寄りのない方については、火葬などは市で行うことが可能ですが、財産処分などについては公的サービスでは限界があり、特に賃貸物件における契約の解除や家財処分などが問題になると考えております。現状では、葬儀会社やNPO法人などが行うサービスがありますが、議員の御質問にもありましたとおり、契約には一定の資力や要件などが必要となりますので、資力が低い方や身寄りがあっても何らかの理由により親族と疎遠になっている方などへの支援が課題であると認識しております。

続きまして（3）人生会議について、ア、普及啓発についてであります。ACP（アドバンス・ケア・プランニング）は、命に関わる病気になったり、介護を受ける必要がある状況になった場合など、もしものときのために御自身が望む医療やケアについて、前もって考え、御家族や医療・介護関係者などと繰り返し話し合い、共有する取組を言います。国は、ACPの認知度向上を図るため、平成30年11月に愛称を「人生会議」としております。

そうした中、本市では、平成26年に小牧市高齢者福祉医療戦略プログラムを策定し、このプログラムに基づき、国が人生会議という名称を決定する前から人生会議を意識した取組を進め、平成27年3月に人生会議のためのツールとして「わた史ノート」を

作成しております。このため、「わた史ノート」の普及啓発と合わせて人生会議の普及啓発に取り組んでおります。

これまでの主な取組として、広報こまきに特集記事を掲載して人生会議について紹介するとともに、出前講座や国が作成したポスター、市が作成したポスターを医療機関や介護事業所などに掲示依頼するなどして、周知、啓発を図っております。

さらには、継続的な取組として、市内で医療や介護に従事する専門職の方々と構成する「こまき山劇団」による市民講演会では、コミカルな芝居仕立てで、親しみやすく分かりやすい内容で人生会議やわた史ノートについてお伝えし、人生会議やわた史ノートを知っていただき、理解を深めていただける機会の提供に努めているところです。

また、わた史ノートを始める動機づけとして、お孫さん世代からお声がけいただくことも必要であると考えておりますので、中学校の副読本に「わた史ノートを知っていますか？」と題したページを掲載しております。

続きまして、イ、わた史ノートの改正に至った経緯についてであります。わた史ノートは「最期の迎え方」を書き残す一般的にエンディングノートと言われているノートではなく、小牧市独自の人生会議のツールとして御利用いただくためのノートで、人生を振り返ったり、自分の想いを伝えたりと、これからの人生どのように生きていきたいかを考え、見つめ直すためのノートです。

この「わた史ノート」については、普及・啓発に取り組む中で、利用者から、どのように記載すればよいか迷う、用語が分からない、書きにくい紙質である等の御意見をいただいておりますので、こうした意見等を踏まえ、「小牧市在宅医療介護連携サポートセンター」に設置した「小牧市生き生き人生プロジェクトチーム」において、より活用していただきやすいノートとなるよう検討を行い、昨年11月に改正をしたところです。

改正した主な内容でございますが、全体的に文字による説明が多い印象であったため、各ページにイラストを加え、見やすく分かりやすいページに変更しております。また、冒頭に「わた史ノート」作成の背景など、「わた史ノート」の使い方のページを加え、人生会議を分かりやすく説明するページも加えております。

さらには、「胃ろうによる栄養補給」などのなじみの少ない言葉の用語の解説を加え、紙質も書きやすい素材に変更するなどしております。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。本市におきましても、高齢単身世帯が予想より急速に増え

ていることが分かりました。身寄りのない高齢者の把握は、緊急時の連絡先などで把握をされているとのことでした。支援につきましては、孤立を防ぐために、民生委員、児童委員、保健連絡員地域包括センター事業者と連携をして、見守り活動を行ってくださっているとのことでした。改めまして地域の皆様にも感謝を申し上げます。

利用者からの意見に寄り添い、改正されたわた史ノートも私も実際に手に取らせていただきましたが、人生会議のきっかけに、ぜひ多くの皆様に手に取っていただきたいと思っております。

先ほどの答弁にもありましたが、わた史ノートはエンディングノートではないですが、例えば急病で本人に意識がない場合、救急隊員が駆けつけた際には、本人の意思を反映することが大切だと思います。

他市では、エンディングノートを活用して終活情報事前登録事業を始めています。横浜市の「ヨコハマあんしん登録」は、かかりつけ医療機関、エンディングノートや遺言書の保管場所、本籍地・筆頭者、葬儀・納骨に関する契約先などの情報を市に登録します。万一の際に警察や消防、医療機関からの照会に対し、市が開示する仕組みとなっています。

本市の「わた史ノート」にも、かかりつけ医や人生の最終段階で望む医療などを記入できる箇所があります。それが利用、活用されることに意義があると思います。身寄りのない高齢者にとって、もしものときに自分の代わりとなって意思を伝えてくれる人が必要です。「わた史ノート」の保管場所や、それに生前契約先や墓所情報などをプラスして、元気なうちに市に生前登録し、倒れたときや死亡時に御本人の意思確認に役立てる事前登録のような仕組みがあれば、亡くなった後も御本人の尊厳が守られる支援につながると思います。

ここで再質問です。

「わた史ノート」を活用するなどして、就活情報事前登録事業を検討するお考えはないか伺います。

○福祉部長（江口幸全）

わた史ノートの活用についての御質問でございます。

本市のわた史ノートにつきましては、先ほどお答えをさせていただいたとおり、最期の迎え方を書き残す一般的なエンディングノートと言われているノートではなく、これからの人生をどのように生きていきたいかを考え、見つめ直すためのノートであります。このため、書けるところから書く、気持ちが変われば何度も書き記すという使い方をしていただきたいと考えております。

また、御自身の思いなどを共有したい相手は個々に異なります。このため議員から

御質問のわた史ノートを死亡時に活用することなどは考えておりません。議員御質問の内容については、現在、国において、身寄りのない高齢者への支援パッケージなどについて議論が進められているところでありますので、その動向等を注視し、必要な支援等について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○9 番（佐藤早苗）

「わた史ノート」を使って死亡時に活用することは考えていないということでした。また、事前登録については、今、国において、身寄りのない高齢者への支援パッケージ等について、その中で検討が、議論が進められているということでありましたので、その動向を注視し、必要な支援等について検討していただけるということでした。御本人の尊厳が守られることが大切だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、先ほどの答弁に、身寄りのない高齢者の亡くなった後の課題としては、財産や家財処分、また、資力が低い方や身寄りがあっても何らかの理由により親族と疎遠になっている方などへの支援が課題であると認識されているとのことでした。

ここで再質問です。

身寄りのない高齢者の支援を今後どのように進めていくのか伺います。

○福祉部長（江口幸全）

今後、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、金銭管理や入退院の手続、死後事務などを任せられる人がいないケースが増えることなどが予想されます。

こうした状況を踏まえまして、ただいま先ほどお答えをさせていただいたとおり、現在、国において、身寄りのない高齢者について、日常生活の支援や身元保証、死後事務手続を一体的に支援する新たな事業の創設に向けた検討が進められておりますので、今後の国の動向等を注視しつつ、市社会福祉協議会などと連携を図りながら身寄りのない高齢者の支援について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○9 番（佐藤早苗）

身寄りのない高齢者の支援についても、国において一体的に支援する新たな事業の創設に向けた検討が進められていることから、国の動向等を注意しつつ、社会福祉協議会などと連携を図りながら検討を進めていただけるとのことでした。

高齢期になると、過去に経験の少ない重大な問題を解決しなければならない場面、例えば人生のフィナーレをどこで迎えたいか、遺産相続など重要な判断を求められたり必要となる場合が発生します。自分の死後に関しても不安を抱くことは当然だと言

えます。終活は誰も避けて通れません。お一人お一人の人生の締めくくりを安心して迎えられるよう、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

以上で質問項目 1 を終わります。

続きまして、質問項目 2、聴覚障がい者支援についてです。

今年の11月、耳の聞こえない・聞こえにくい人の国際スポーツ大会「東京デフリンピック」が開催されました。世界79か国地域から参加した約2,800人のろう者・難聴者のアスリートらが熱戦を繰り広げました。日本チームは過去最多の51個のメダルを獲得し、その選手の活躍に会場に集まった観客が一体となり、両手を上げてひらひらと動かしていました。手話による拍手「サインエール」です。入場者数は28万人を記録したそうです。デフリンピックが日本で初めて開催された意義はとても大きく、この祭典を誰もが輝ける共生社会の輪を広げる機会として、本市におきましても手話の普及と理解促進、そして聴覚障がい者支援の体制強化につなげる必要があると考えます。

国連総会は2017年、手話が音声と対等な言語だと決議しました。国内では、戦前、教育現場では、聴覚に障がいのある子どもに対し、聞こえる人と同じように発声し、口の形を読み取る口話法を重視し、手話が排除された時期がありました。そのため、手話は学校では使われず、ろう学校の生徒間や地域のコミュニティなど、限られた場のみで継承される時期が長く続きました。教育現場で手話の活用が認められたのは1993年であり、その後、2011年に改正された障がい者基本法において、手話は言語であることが明記されました。そして、今年6月18日に「手話施策推進法」が超党派による議員立法で成立しました。手話言語の習得に必要な環境整備などを定めた、国として初めて明確な責務を定めた法律です。

これは、日本ろうあ連盟など多くの皆さんが、「手話は私たちの大切な言語」として10年以上にわたり訴え続けてきた願いが、ようやく実を結んだ歴史的な出来事です。手話は単なる身ぶりやサインではなく、心を通わせ、思いを伝え合う言葉であり、人として尊重されるべき重要なコミュニケーション手段の1つです。手話は障がい者の方が使うもの、聞こえにくいから代わりに使う道具と思われがちですが、その人が自然に身につける言語ということです。本市議会でも2014年9月26日に「手話言語法」の制定を求める意見書を全会一致で採択しています。

視覚障がい者の中には、日常生活で日本手話を主に使用する方、日本語対応手話を用いる方、また、手話を使わず補聴器などをつけて音声言語を中心に使う方もおり、状況や会話をする相手に応じてコミュニケーション手段を使い分ける方もいます。

これまでも聴覚障がいのある方への理解は少しずつ広まってきてはいます。病院や

銀行、役所、駅などでは、聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」、緑色の耳のイラストで耳に音が入ってくる様子を矢印で示している掲示も見かけるようになり、そういった人へのサポートを行う施設も増えてきています。それでもまだ、情報保障と言われる聞こえる人と同じように情報を得られる仕組みの点では、まだ十分とは言えませんし、手話通訳者など専門人材の確保や育成、災害時の対応など、コミュニケーション手段の充実に関しては、課題は多いと考えます。

そこで質問です。

(1) 聴覚障がい者等の現状について、聴覚・言語障がいをお持ちの方の最新の人数を伺います。

(2) コミュニケーション支援事業について。

ア、意思疎通支援者の登録人数について伺います。

イ、派遣件数・利用人数について伺います。

ウ、利用されている主な場面について伺います。

(3) 手話の普及と理解促進について。

手話の普及啓発の取組について伺います。

災害時や病気、緊急時に、聴覚障がいがある方や発話ができない方は、119番通報ができないという課題があります。そこで消防本部では、スマートフォン等で文字や映像を使って通報でき、音声を用いることなく119番通報ができる、ネット119緊急通報システムが導入されています。しかし、制度を知らなかった、登録方法が分かりにくいとの声もあり、まだ周知が十分とは言えない状況です。

(4) ネット119緊急通報システムについて。

ア、登録状況について伺います。

イ、周知について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

御答弁よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目2、聴覚障がい者等への支援についての(1)、聴覚機能障がい者等の現状について、聴覚・言語障がいがある方の最新の数でございます。

聴覚機能又は音声言語機能を主たる障がいとして身体障がい者手帳の交付を受けている方につきまして、令和6年度末時点における本市の数で答えいたします。聴覚機能障がいの方が230人、そしゃく機能障がいを含む音声・言語障がいの方は48人

でございます。

次に（２）のコミュニケーション支援事業についてのア、意思疎通支援者の登録人数についてでございます。意思疎通支援者として本市に登録いただいている手話通訳者及び要約筆記者につきまして、本年４月１日時点の人数でお答えします。

手話通訳については、国が認定する手話通訳士が６人、愛知県が認定する手話通訳者が５人、市の養成講座を修了した手話奉仕員が２人の合計１３人であります。

要約筆記につきましては、愛知県が認定する要約筆記者が１２人、市の養成講座を修了した要約筆記奉仕員が４人の合計１６人であります。

また、障がい福祉課に会計年度任用職員として手話通訳士１名を配置しております。

次に、イの派遣依頼により利用された人数でございます。派遣件数及び利用人数につきまして、過去３年間の実績でお答えいたします。

令和４年度は手話通訳が１９２県で、で実人数１１人、要約筆記が８２件で実人数３人、令和５年度は手話通訳が１４９件で実人数１５人、要約筆記が９９件で実人数６人、令和６年度は手話通訳が８１件で実人数１２人、要約筆記が８９件で実人数４人となっております。

また、市外に派遣が必要となる場合においては、市に登録していただいている意思疎通支援者ではなく、社団法人愛知県聴覚障がい者協会に派遣を委託しており、派遣件数及び利用人数については、令和４年度の手話通訳は１１件で実人数２人、令和５年度の手話通訳は４件で実人数３人、令和６年度の手話通訳は１件で実人数１人となっており、要約筆記については利用実績がありません。

次にウの利用されている主な場面でございます。

市に登録していただいている意思疎通支援者については、冠婚葬祭や趣味・余暇活動などの目的で派遣することができます。これまでに派遣した主な場面としては、手話通訳については医療機関への通院等における支援が多く、要約筆記については障がい者団体が行う会議や打合せ、スポーツ大会の参加に伴う支援が多い状況です。

私からは以上です。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（３）手話の普及啓発について、手話の普及、理解促進の取組についてでございますが、「手話に関する施策の推進に関する法律」が本年６月２５日に公布、施行されました。この法律では、手話が、手話を使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとし、国や地方公共団体は手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされております。

本市では、１２月の障がい者週間に合わせた広報こまきへの特集記事の掲載、小牧市

聴覚障がい者福祉協会への委託による手話奉仕員養成講座の開催、市主催のイベント等における手話通訳者の配置などに取り組んでいるところであります。

また、本年度は、9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせて、世界ろう連盟の呼びかけにより、世界各地で実施されているブルーライトアップを9月17日から9月23日まで市役所とふれあいセンターで実施するなどして、手話の普及啓発に努めているところであります。

私からは以上であります。

○副消防長（高橋直人）

続きまして（４）ネット119緊急通報システムについて、ア、登録状況についてであります。

初めに、ネット119緊急通報システムの概要について御説明申し上げます。

本システムは、聴覚や言語の障がいにより音声での緊急通報が困難な方が、事前登録することによってスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行うことができるシステムで、本市では、平成28年4月の尾張中北消防指令センターの運用開始に合わせて導入しております。

次に、お尋ねの登録状況についてであります。令和7年11月末現在の登録者数は26人です。

私からは以上です。

○消防長（小口高広）

続きまして、イ、周知についてであります。

本システムの周知につきましては、平成28年度の導入に伴い、市の関係部局をはじめ多くの関係団体の協力の下、市内在住の聴覚や言語に障がいがある方を対象に説明会を開催し、希望される方の登録をさせていただきました。

その後は、SNSや広報こまきで周知したほか、ホームページへの掲載や、市の関係部局や社会福祉協議会などの窓口においてパンフレットを配布するなど、随時、登録を希望される方が申し込みできるように対応しているところであります。

また、本システムと類似の通報手段といたしまして、事前登録が不要であり、ファックスを使用して通報する「ファックス119」についても併せて周知を行っているところであります。

いずれにいたしましても、聴覚や言語に障がいがある方が緊急時に迅速な119番通報ができるよう、今後も引き続きSNS等による啓発や、窓口でのパンフレットの配布を継続していくほか、登録者数のさらなる増加に向け、他市町の取組状況などを調査、研究していきたいと考えております。

以上であります。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

順次、再質問させていただきたいと思います。

本市におきましては、聴覚機能障がいの方が230人、そしゃく機能障がいを含む音声言語障がいの方が48人いらっしゃるということでした。

（１）の再質問ですが、国では聴覚障がい者等による電話利用の円滑化に関する法律に基づく電話リレーサービスの新サービスである「ヨメテル」の提供が今年の１月23日より開始をされました。このサービスは、難聴や途中失調などにより相手の声が聞こえにくいことがある人を主な利用対象とし、利用者が自分の声で話し、相手の声は文字で読めるというサービスです。警察・消防等への緊急通報、24時間365日対応、通話の相手先との双方向の通話が可能です。聴覚障がい者支援の選択肢を広げるものだと思います。

「ヨメテル」をホームページなどを通じ、さらなる周知をお願いしたいと思いますが、お考えを伺います。

○福祉部次長（山本格史）

議員お尋ねのヨメテルでございますけれども、電話で通話相手の声をリアルタイムで文字で表示し、聞こえにくさを補うサービスでございますけれども、発語、声を出して、言葉を発することですけれども、発語を必要とするサービスであると認識をしております。

ヨメテルにつきましては、既に障がい福祉課のカウンターにチラシを配置しており、このほかにもUDトークや手話オペレーターを介して相手と通話する電話リレーサービスなど様々なコミュニケーション支援ツールがございますので、その方に必要な支援方法に応じまして、適切に情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。既に福祉課のカウンターにはチラシを配置してくださっているとのことでした。このサービスは、身体障がい者手帳を持っていなくても、聞こえに心配のある方も利用できるとのことですので、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスですので、より周知をお願いしたいと思います。

続きまして、（２）について、派遣事業では通院や会議への支援が多いということでしたが、意思疎通者の皆様には年間多くの場面で対応していただき感謝申し上げます。現在登録されている意思疎通支援者の中では、市の養成講座を修了した手話奉仕

員が2人、要約筆記奉仕員が4人ということでした。まだまだ人材が十分とは言えない状態だと思います。

ここで再質問です。

今後の支援者の確保、人材育成の取組について伺います。

○福祉部次長（山本格史）

手話通訳者や要約筆記者につきましては、曜日や時間など要望どおりに派遣の調整ができていないこともある状況でございます。

このため、市では、手話奉仕員養成講座や代読・代筆支援基礎講習会を実施し、市社会福祉協議会においても、手話や要約筆記、音訳、点訳の各ボランティアの養成講座を毎年企画するとともに、手話サークルなどの支援に努めております。

また、市民まつりと同時開催する福祉展でもブース展示を行うなど、市と市社会福祉協議会が連携して、広く市民の皆様に関心を持っていただく機会の提供に努め、支援者の確保や人材育成に取り組んでいるところであります。

なお、代読・代筆支援基礎講習会につきましては、市の新規採用職員の研修にも位置づけてございます。

以上でございます。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

ふだんから手話も例えば英語のように触れる機会が多いと、興味の輪が広がるのではないかと思います。市では、市民の皆様に関心を持っていただく機会を引き続き提供していただけるとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

次に（3）手話の普及啓発については、広報こまき、養成講座、イベント等で、手話通訳者の配置、ブルーライトアップなど取り組んでいただけてます。御答弁にありましたように、手話施策推進法が公布、施行され、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として、国及び地方公共団体の責務が明確化されました。

再質問です。

今後、手話の理解促進をどのように進めていくのか伺います。

○福祉部長（江口幸全）

手話は、手話を使用する方にとって、日常生活や社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であることから、手話を必要とする方の意思が尊重されるとともに、手話を必要とする場面において合理的な配慮が適切に行われる環境づくりに努めていく必要があると考えております。

このため、手話そのものに対する理解の促進と、手話が分かる方を増やしていく必

要があります。

今後も、本年実施したブルーライトアップによる啓発活動や手話奉仕員養成講座の開催を通じた人材育成などを引き続き実施していくとともに、国が「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づく取組として、手話に関する理解と関心を深めるための取組事例などを示しておりますので、こうした事例も参考にしながら、手話の理解促進につながる取組を進め、障がいのある人もない人もお互いに認め合いながらともに生きる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○ 9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。環境づくりに努めながら、手話政策推進法に基づき、取組事例を参考にしながら、手話理解促進につながる取組を進めていただけるとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

（４）のネット119緊急指定システムについては、現在の登録人数は26名ということでした。今後は、近隣市町の取組を調査研究し、周知もしていただけるということでした。再質問はありませんが、ネット119緊急通報システムは、万が一のときに命を守るための最初的手段です。今後もファックス119と併せて周知啓発をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、全国の自治体では手話言語条例の制定が進んでいます。愛知県では、2016年に「手話言語の普及および障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が制定されました。県内では、犬山市、稲沢市をはじめ20市1町が条例を制定し、手話言語の普及と人材育成を図っています。

本市にはまだ独自の条例はありませんが、手話は言語であるという認識を踏まえ、情報コミュニケーションのバリアフリー化を進め、聞こえない人、聞こえにくい人、聞こえる人が共生できる社会の実現を目指してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、加藤晶子議員。

○ 1 9 番（加藤晶子）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております項目2点について質問させていただきます。

質問項目1、養育費確保に向けた取組について。

令和6年5月17日に民法等の一部を改正する法律が成立し、24日に公布、令和8年

4月1日に施行される予定です。

昨年の第4回定例会で伊藤議員も触れられていましたが、今回の改正は、子どもの生活と権利をより確かなものにする大きな改正であり、本市においても制度の趣旨を踏まえた支援の充実が期待されます。

今回の民法改正は、離婚など父母の関係が変わった後も、子どもの利益を最優先に守ることを目的とし、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与などが対象となっております。特に注目されるのは「子の養育に関する父母の責務の明確化」で、婚姻の有無にかかわらず、父母双方に養育義務を明確化し、保護の抜け漏れを防ぐことを目指しています。

養育費については、令和3年度の厚生労働省調査によれば、受給率は母子世帯で28.1%、父子世帯で8.7%にとどまり、一度も受け取ったことがない世帯は、母子世帯で56.9%、父子世帯では85.9%に上ります。こうした状況から、実効性ある養育費の確保は大きな課題となっています。

そこで、今回導入される法定養育費制度は、離婚時に養育費の取決めがなくても法律に基づく標準的養育費を請求できる制度です。額は、最低限度の生活維持に必要な費用とされ大変低めですが、子どもの生活を守る最低ラインを制度として明確化する取組として期待されております。

そこで、次の2点について伺います。

(1) 法定養育費制度について。

ア、今回導入される法定養育費制度の内容について、改めてお尋ねいたします。イ、本市では、公正証書作成費用上限4万円、養育費保証契約の保証料上限5万円、さらに本年4月から養育費請求に関する弁護士費用への助成も実施され、一人親家庭への支援が丁寧に進められてきました。このことについては大変に感謝しているところでございます。法定養育費制度の導入後も、これら養育費確保支援助成金は必要と考えるのかお尋ねをいたします。

(2) 養育費確保支援の拡充について。

先月、記者発表がありましたが、本市は12月から保証会社と連携した養育費保証契約手続支援を開始いたします。これは、一人親家庭が養育費を確実に受け取るための仕組みとして、初年度の保証料負担軽減や申込み手続の支援、さらに支払滞納時には保証会社が立て替える制度とのことでした。養育費の不払いは、一人親家庭の生活を不安定にさせる重大な問題であり、これまでも取り決めても受け取れないのではという不安が制度利用の妨げになっていました。今回の支援は、そうした不安や手続、経済的負担を軽減するものとして期待したいと思います。

そこで質問ですが、

ア、これまで本市が取り組んできた養育費確保支援の現状についてお尋ねいたします。

イ、12月から新たに始まる養育費保証契約手続支援の内容について、改めてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目1、養育費確保に向けた取組について、（1）法定養育費制度について、ア、法定養育費制度の内容についてのお尋ねであります。

法定養育費制度とは、父母の協議等による取決めがなくても一定額の養育費を法律に基づき請求できる制度になります。従来は、離婚の際に養育費の取決めをしておかなければ養育費を請求する法的手段がありませんでしたが、令和6年の民法改正により養育費が義務化され、令和8年5月からは、養育費の取決めをしなくても、子の監護を行う親は他方の親に対して子ども1人当たり月額2万円の法定養育費を請求することができるようになります。

続きまして、イ、法定養育費制度が導入された場合、本市の養育費確保支援助成金の必要性はなくなるのかのお尋ねであります。

法定養育費制度は、養育費の正式な取決めが行われるまでの暫定的かつ補完的な制度であり、子どもが最低限の生活を維持するための費用は賄えたとしても、子どもの幸せや将来を見据えた十分な養育費を確保するためには、父母の合意や裁判手続により適正な額を定めることが必要と考えております。また、養育費確保支援助成の目的は、一人親家庭の安定した生活と、子どもの健やかな成長を図ることであるので、今後も本助成金は必要と考えております。

以上になります。

○こども未来部次長（野田 弘）

次に（2）養育費確保支援の拡充についてのア、養育費確保支援のこれまでの現状についてであります。

厚生労働省の一人親世帯等調査結果によれば、養育費を定期的に受け取っている母子世帯は28.1%と、3割にも満たないのが現状で、一人親世帯の貧困の1つの要因となっております。

本市においては、一人親世帯の安定した生活と子どもの健やかな成長を図ることを

目的に、令和6年度からは養育費の確保支援事業として、養育費の取決めに係る公正証書作成費用や養育費保証契約の保証料を対象として、令和7年度からは養育費の取決めや履行確保に係る弁護士費用を対象として、養育費の確保に係る費用の一部を助成しております。

助成の実績につきましては、開始初年度である令和6年度は公正証書作成費用への助成が1件で、令和7年度は10月末時点で公正証書作成費用への助成が9件で、養育費保証契約の保証料及び弁護士費用の申請は今のところありません。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、イ、12月から新たに始まる養育費保証契約の手續支援の内容についてのお尋ねであります。

一人親世帯の養育費確保支援の拡充は、子育て中の一人親世帯が養育費を継続的に受け取り、生活の安定が図られるよう、市と保証会社が連携して、養育費の保証契約手續や保証料について支援することにより、一人親世帯の負担なく養育費を1年間確実に受け取ることができるようにする制度です。

一般的な養育費保証は、保証会社を探す手間や契約手續、審査の壁があり、保証料も一人親世帯にとって負担の1つとなっています。そこで、養育費確保支援助成金を活用して、市が保証会社に養育費保証契約保証料として上限5万円を支払い、一人親世帯は簡易審査のみで養育費に係る1年間の保証契約を保証会社と結ぶことにより、1年間上限60万円まで養育費が保証されます。仮に未払いが発生した場合は、翌月に保証会社が未払いの養育費を立て替え、未払い分は保証会社が支払人から回収することになります。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

それぞれに御答弁いただきありがとうございました。

（1）の法定養育費制度の内容についても今御答弁いただきましたけれども、より詳しく、月額2万円と非常に低い状態ではありますけれども、民法改正によって養育費の支払いが義務化されたという意義が非常に大きいというふうに捉えております。イの御答弁にもありましたとおり、法定養育費は今、飽くまでも暫定的、補完的な仕組みということで、やはり正式な養育費の取決めが何よりも重要であるということを改めて確認できました。イのこの助成金で、本市の養育費確保支援助成金、今後とも必要であるというふうにただいま御答弁いただき、大変に安心をいたしました。

ここで再質問を1点させていただきたいと思います。

法定養育費制度が導入されますと、原則として養育費の請求が可能になると理解し

ております。そこで、今後、市として児童扶養手当受給者の方々に対して養育費の請求を行うよう働きかけをしていくようになるのか、お伺いをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

養育費は、子どもの監護や教育のために必要な費用であります。民法は、親は自力で生活が困難な子どもに対して、経済的に自立するまでその必要となる費用を負担する義務があるとしております。今回の民法の改正により、法定養育費制度が導入されますが、保障されるのは父母の扶養を受けるべき最低限度の生活の維持に要する費用のみとなります。

子どもの幸せや将来を見据えた十分な養育費を確保するためには、まずは父母の協議などによる養育費の取決めをし、養育費をしっかりと受け取る必要がありますので、市といたしましては、改めて必ず養育費の取決めをするように働きかけてまいりたいと考えております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

改めて必ず働きかけていくというふうに御答弁いただきました。本当にそうしていただけると、今回の法改正の周知にもつながると思いますし、またやはり何より子どもさんの将来のため、養育費確保へ向けて前へ前へ進めていける、そういうチャンスをいただけるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

続きまして、（２）の養育費確保支援の拡充についてなんですけれども、アとして、今現状、伺ったんですけれども、初年度１件というふうで、ちょっと私も実は心配をしてたんですけれども、その後で９件に今現在なっているということで、今後さらに増加していくものと期待をしているところでございます。

イの養育費保証契約の手續支援の内容について御答弁、いろいろ説明をいただきました。

ここからちょっと数点再質をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、養育費確保事業の利用に当たって、一人親世帯の方々にとって費用負担が生じないのかを確認したいと思います。

お伺いします。お願いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

養育費保証契約の手續支援では、養育費保証契約保証料、上限５万円を初年度保証料として市から直接保証会社に支払うため、一人親世帯の経済的負担はありません。また、保証会社の審査は簡易審査のみで、事務的負担もほとんどありません。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。費用負担もなく、また簡易審査のみで利用できるということで、大変ありがたい支援であると感じております。

次に2点目なんですけれども、養育費の支払者が未払いとなった場合、一人親世帯はどのように対応すればいいのかをお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

未払いが発生した場合は、保証会社に連絡すれば後の手続は全て保証会社が行いますので、当事者間の連絡の必要はありません。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

直接連絡せずに済むということが確認できました。やはり離婚して間もない方々が多い実情を踏まえると、保証会社が対応してくださるということは本当に大きな支えになっていくというふうに思います。ありがとうございます。

もう1点、再質問させていただきます。

保証期間が先ほど1年間ということだったんですけれども、2年目以降の保証というのは受けられないのかをお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

保証期間は1年となります。ただし、2年目以降も保証料を自己負担すれば希望者は審査なしで申込みを継続することは可能です。

2年目以降につきましては、令和6年の民法の改正により法定養育費制度が導入され、父母の協議などによる養育費の取決めがない場合でも養育費の請求が可能になること、また、養育費債権に先取特権が付与され、債務名義がなくても差押えが可能となること、併せて調停手続や強制執行手続の負担が軽減されたことにより、個人でも手続をすれば養育費の請求が容易になるというふうに考えております。

公正証書で取り決めた養育費が未納となり、支払人の給与や銀行預金を差し押さえたい場合は、支払人の住所地を所管する地方裁判所に申立手数料4,000円などの諸費用に必要書類を添付して申立てを行えば、差押えが可能となります。

しかしながら、養育費の請求が容易になったとはいえ、一人親世帯にとっては請求が困難だと思える場合も想定されますので、初回の養育費請求の申立てに係る弁護士費用については、養育費確保支援助成金の対象となるよう併せて見直しを行っております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

ただいま御答弁いただき、2年目以降も自己負担で継続可能であるということで安心をいたしました。今回の法改正により、相手方が協議に応じない場合でも、比較的簡単な手続によって養育費の請求ができるようになること、そして先取特権の付与によって、不払い時には差押えの申立ても可能となるということで、御答弁にもございました。今回のこの本市の取組は、県内及び中部地方初ということで高く評価したいというふうに思います。この取組によって、より多くの一人親家庭の方々が確実に養育費を受け取ることができるようになることを期待をして、質問項目1を終わらせていただきます。

続いて質問項目2に入らせていただきます。子育て関連情報についてです。

（1）分かりやすい子育て関連情報の発信について伺います。現在、子育て支援に関する市の情報をホームページ上で検索をしますと、子育てサイト、こども未来館、保健センター、こども政策課など複数の部署から発信をされています。例えば保健センターの子育て情報では、「あなたの子育てを応援しています」とのメッセージとともに、専門職員体制がイラストで分かりやすく紹介され、テーマごとに多様な情報が掲載をされています。また、こども未来館では、施設のコンセプトや開館カレンダー利用方法などが整理され、必要な情報にアクセスしやすいような状況になっています。

このように各部署が市民の皆様に必要な情報を届けようと工夫している様子が伝わってきて、職員の皆様の御尽力に敬意を表するものです。

しかしながら、目的に応じた情報を探す際、入り口が複数あるということは一定のメリットがある一方で、ライフステージごとに整理され、1つの動線で必要な情報にアクセスできる構造のほうがより分かりやすいのではないかと感じました。

小牧市の子育てサイトもこうした点に配慮して作られていると理解していますが、実際に「子育て情報」と検索すると、保健センターがやはりトップに表示されていきます。入り口が分散している印象にもなります。

他市町では、部署横断の子育てポータルや子育てワンストップページを整備して、情報の一元化を進めている例もあり、本市においても入り口、トップページを整理することは1つの方法ではないかとも思いました。

そこで質問ですが、ア、市のホームページや子育てサイトなどによる子育て関連情報の発信の取組についてお尋ねします。

イ、「小牧市子育て支援ガイドブック」について伺います。現在発行されている最新版は、令和4年12月31日時点の資料に基づいて作成されています。その後、令和5年4月のこども家庭庁発足に伴い、新しい子育て支援策も展開をされてきました。本

市においても、「子育て支援ガイドブック」の改定に向け、専門知識を持つ事業者を共同発行事業として募集をし、10月に事業者が決定したと公表されています。

そこで、改定に向けた事務の進捗状況についてお尋ねいたします。ウ、デジタル化への対応について伺います。スマートフォンの普及により、多くの市民が手軽にスマートフォン、タブレットで情報収集を行っています。「改訂版子育て支援ガイドブック」には、新しい支援策も盛り込まれると思われますが、デジタル化への対応について市のお考えをお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目2、子育て関連情報について、（1）分かりやすい子育て関連情報の発信についてのア、市のホームページや子育てサイトなどによる子育て関連情報の発信の取組についてのお尋ねであります。

こども未来部では、令和5年度から部内の若手職員を中心に情報発信プロジェクトチームを編成し、市民が子育て関連情報を簡単に入手できるよう、市のホームページの見直しについて協議を行っております。まずはアクセスの多いこまきこども未来館の情報発信を強化することに着手し、サイト内の情報の整理や見せ方、SNSをより効果的に使った情報発信に努めました。

子育て支援に関する制度の見直しは頻繁にあり、国や県の制度も含め、市のホームページや小牧市子育てサイトの子育て関連情報を適宜更新し、分かりやすく発信していく必要がありますので、今後も引き続き分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

続きまして、イ、「小牧市子育て支援ガイドブック」の最新版の改定に向けた事務の進捗状況についてであります。

デジタル技術の発展に伴い、WEBやSNSを活用した情報発信が主流になりつつありますが、紙媒体の情報誌は、インターネット環境がない人やデジタル機器の操作が苦手な人にも確実に情報を届けることができることから、紙媒体による情報発信は引き続き行ってまいります。

新しい「小牧市子育て支援ガイドブック」は令和8年3月に発行する予定で現在事務を進めています。これまで2年に一度発行していましたが、今後は情報更新の頻度を高め、毎年作成する予定であります。

なお、新たなガイドブックには、子育て関連事業者等の広告を掲載し、広告収入を

印刷にかかる経費に充て、無料で印刷することにより、約70万円経費を削減しております。

続きまして、ウのデジタル化への対応についてのお尋ねであります。新しい「小牧市子育て支援ガイドブック」の作成に当たっては、従来どおり紙媒体の冊子としていますが、各事業ごとにQRコードを印字し、必要な情報やより詳しい情報をスマートフォンなどで表示し、確認していただけるよう対応しています。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

ただいま御答弁いただきました。（1）のア、子育て関連情報の発信の取組ということで、若手職員によるプロジェクトチームで取り組んでいるという、今御答弁いただきました。今後もぜひ新しい視点を取り入れながら、より分かりやすい情報発信を進めていただきたいと期待しております。

ここで1点、再質問させていただきたいんですけれども、御答弁の中で引き続き分かりやすい情報発信に取り組むというふうにお話がありました。そのためにはどうか、先ほど第1質問でも触れたんですけれども、情報の一元化ですね。やはりトップページの入り口の整理というのが1つポイントになるのではないかなというふうに、私はそれ個人的に感じているところなんですけれども、この一元化については市はどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

先ほど答弁しましたとおり、こども未来部では、部内の若手職員を中心に市民が子育て関連情報を簡単に入手できるよう、市ホームページの見直しについて協議を行っており、現在、分かりやすい発信に取り組んでおるところであります。まずはサイト内の情報整理や、子育て関連情報をまとめた「小牧市子育て支援ガイドブック」の発行頻度を2年に1回から毎年発行とし、その後、市ホームページにつきましても子育て関連情報をより分かりやすく入手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

分かりました。今すぐ一元化というのは難しいかもしれませんが、子育て関連情報は、やはり、今日はこども未来部のほうでお答えしていただいているんですけれども、健康生きがい支え合い推進部であるとか、また教育委員会も含めて複数の部署にまたがっております。将来的には、やはり全庁横断型で統合サイトの整備ということも、ぜひ御検討いただけたらありがたいというふうに思います。これは要望とさ

せていただきます。

続きまして、イの「子育て支援ガイドブック」についてでありますけれども、今デジタル化が進む時代ではありますけれども、紙媒体のガイドブックは、必要な情報を一目で確認できる重要なツールだというふうにやはり思っております。今回、広告収入を活用しながら、これまで2年ごとの発行を毎年に取り替えていただけるということで、より新しい情報がタイムリーに子育て家庭へ届くようになるというふうに非常に期待するところでございます。

1点確認をさせていただきたいので再質させていただきますけれども、本市には外国籍の方々が多く住んでいらっしゃる、小牧で出産される方もいらっしゃいます。こうした方々への対応として、多言語化、これはどのように進められているのかをお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

「小牧市子育て支援ガイドブック」は、現在、日本語表記のみで、外国語版の対応はしておりませんが、ページに表示している各QRコードからリンク先の市ホームページへ接続していただくと、言語選択により7言語に対応しております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。今もう既に7言語で対応していただいているということで、新しいのもさらに、この7言語は保守していただけるんだというふうに思っております。ありがとうございます。

ウのデジタル化への対応についてでありますけれども、今、新しい子育て支援ガイドブックは、令和8年、来年の3月の発行に向けて準備が進められており、QRコードの活用により利便性が高まるものというふうに期待しているところでございます。

デジタル化に関連して1点再質問をさせていただきます。

例えばなんですけれども、外出先で急におむつ替えであるとか、また授乳とか搾乳ですね、こうしたことが必要になることがあると思うんですけれども、その際にスマートフォンなどで最寄りが一番近いところで、できるところの施設施設を検索できると大変に助かるというふうに思うんですね。市ではデジタル化に取り組まれていると思うんですけれども、赤ちゃんの駅など子育て関連施設の位置情報をデジタル化するお考えはないかお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

地域課題の解決に向けて、今年度、愛知県が実施している事業共創プログラム「A I C H I CO - C R E A T I O N S T A R T U P P R O G R A M 2 0 2 5」におい

て、スタートアップ企業として採択された「株式会社 i i b a（イイバ）」と連携して、現在、デジタルマップ化の実証実験を行っております。早ければ令和 8 年 1 月にホームページにデジタルマップを掲載する予定で、外出の際におむつ替えや授乳ができる赤ちゃんの駅や子育て関連施設をデジタルマップ上で探せるようになります。

また、このマップアプリには口コミ機能があり、ユーザー自身がおすすめ情報をマップに投稿することもできますので、ユーザー目線に立った子育て世帯に必要とされる情報をお届けすることも可能となります。これらデジタル技術も活用して分かりやすく使い勝手の良い情報の発信に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○ 19 番（加藤晶子）

ありがとうございます。

現在、準備を進めていただいているということで、また口コミ機能もあり、ユーザー自身でお勧め情報をマップに投稿することができるということで、非常に進んだデジタルマップだなという印象を受けました。大変に楽しみにしております。大変ありがたい取組と思っております。

今回、子育て関連情報について質問させていただきました。本当にこの時代の変化に応じて、多岐にわたる取組が進んでいるということを実感をいたしました。これからも子育てしやすい環境づくりがさらに進んでいくことを期待して、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2 時 26 分 休 憩）

（午後 2 時 45 分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、星熊伸作議員。

○ 18 番（星熊伸作）

皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります質問項目 2 件について質問をさせていただきます。

それでは、質問項目 1、放課後等における児童に対する取組について。

（１）放課後児童クラブの対応について。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭におらず保育が必要な小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所です。現在、小牧市内には16か所、放課後児童クラブが常設されており、夏休み等の長期休暇のときも受入れ態勢を整えています。特に共働き世帯や一人親の家庭などにとっては、夏休み期間中、子どもが一日過ごすには昼食が必要となり、毎日弁当を作る必要があります。自治体では、弁当の手配による昼の食事提供で、保護者の負担軽減されているところもありますが、そこでお尋ねいたします。

ア、小学校の長期休業期間等における食事提供についてお伺いします。

夏休みや冬休みといった小学校の長期休業期間は、児童の安全な生活環境を確保する上で、平常時以上に支援が求められる時期であります。共働き世帯の増加や、家庭によっては昼間に大人が不在となるケースも多く、学校が休みになる期間こそ、子どもたちに安心して過ごせる場所が必要です。しかし現状では、放課後児童クラブの人員確保の難しさがあります。特に小学校の長期休業期間においては、開所時間の延長、昼食対応、学習支援、遊びのプログラムづくりなど現場の負担が大きくなっているとの声も聞いておりますが、そこでお尋ねいたします。

イ、小学校の長期休業期間等における児童たちの居場所として工夫していることはあるかお伺いします。

（２）朝の時間帯等での児童の預かりについて。

子どもが小学校に進学すると、保育所に預けていた時間よりも登校時間が遅いため、働く親が子どもの朝の居場所に困るなどの支障が出る朝の小１の壁があります。保育所の多くは午前７時台から子どもを預けられますが、小学校の登校時間は８時以降が一般的であるため、30分から１時間程度の差が生じます。この時間差に対応できない保護者は、子どもを家に残して出勤したり、学校が開くまで子どもが校門の前で待機するといった状況が発生しています。

東京都豊島区は今年４月から全22の区立小学校で朝と帰宅時の見守りサービスを本格実施しております。朝の預かり事業としてスタートした「おはようクラス」では、平日の午前７時45分から登校時間まで児童が学校の教室などで過ごすことができます。安全のために学校の用務員が見守る中、児童は読書などをしております。利用対象は区の放課後児童クラブ登録者で、夏休みや冬休みといった小学校長期休暇中も午前９時前から利用する小学１年生です。保護者が預かる場所まで付き添うことが条件となっています。今年の５月末時点では171人が利用登録しています。

そこでお尋ねいたします。

小学校の授業前に朝の預かり事業を行う考えはあるかお伺いします。

(3) 放課後等における支援が必要な子どもへの対応について。

放課後等デイサービスは、障がいのある就学児、小学校から高校生が、放課後や休日、長期休業期間に利用できる福祉サービスです。学校生活だけでは十分に得にくい生活能力の向上・社会性の育成・学習支援・余暇活動など、専門的なスタッフが個別支援計画に基づき行うことが特徴です。平成24年の制度再編以降、サービス量が大きく拡大しております。その背景には、事業所の整備が進んだことにより、従来できてこなかったニーズに対応できるようになった側面に加え、発達障がいの認知の広がりにより、従来障がいと認識されずに育てづらさ・生きづらさを抱えていた対象者が発達支援につながるようになってきた側面や、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面があると考えられます。年々利用ニーズは高まっていると考えられますが、放課後等デイサービスの対応については自治体に委ねられ、居住市町村により対応が異なります。本市のこども計画では、市民からの意見要望に放課後等デイサービスの施設を増やしてほしいとのアンケート結果もありますが、そこでお尋ねいたします。

ア、放課後等デイサービスの利用者数と市内の事業所数の推移についてお伺いします。

次に、本市において、今年4月より児童通所サービスの利用上限日数が27日から23日に変更されました。利用者からは戸惑いの声も聞かれますが、そこでお尋ねいたします。

イ、本年4月より放課後等デイサービスの支給量の上限が変更されたが、その理由についてお伺いします。

放課後等デイサービスは、開始当初は「預かり中心型」の役割が強かったものの、近年は障がいのある子どものニーズの多様化に伴い、発達支援の専門性がより重視される方向へと変化してきました。その結果、療育的視点を持った質の高いプログラム提供、専門職員の配置、評価と記録の充実が求められるようになりました。このように、放課後等デイサービスは時代とともに大きな変移を遂げており、現在は量の確保から質の担保・標準化へと重点が移っている状況ではありますが、そこでお尋ねいたします。

ウ、放課後等デイサービスのサービスの質の向上が求められる中での人材確保についてお伺いいたします。

サービス希望者が市内にある放課後等デイサービスの事業所を探すとき、本市では

「支援が必要なお子さんのためのガイドブック」で案内しております。ガイドブックには、それぞれ運営法人、所在地、サービス提供時間、ホームページアドレス、活動内容等、事業所ごとの特徴を踏まえたサービス内容を詳細に記載しております。分かりやすくて便利なガイドブックだとは思いますが、これを参考に、希望者が望んだ施設に申し込んでも入所できないケースがあります。施設によっては定員が一杯で空きがない状況もあり、事前に分からず申し込んでしまうことも起こり得ます。

それでも施設の空きがあるかどうかは、現状、希望者が施設に一件一件当たって確認しなければいけないので、時間と労力がかかってしまいます。そういった問題を解消するには、デジタルも活用した、一元的に事業所の空き状況が分かるサービスを提供することで、スムーズに調べることができると思います。サービス利用までの大変有効な手段になると思いますが、そこでお尋ねいたします。

エ、放課後等デイサービスの事業所の空き情報が分かるシステムが導入されないかお伺いします。

質問項目、1回目の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目1、放課後等における児童に対する取組について、（1）放課後児童クラブの対応について、ア、小学校の長期休業期間等における食事提供についてのお尋ねであります。

現在、児童クラブでは学校長期休業期間における食事提供は行っておりません。学校長期休業期間の児童クラブ運営は、開設時間が長くなることや利用児童の増加に伴い、通常期に比べ支援員の負担が大きくなります。そこに食事の提供の業務が加わることで、弁当の注文、代金の支払い、配膳、後片づけ、食物アレルギー対応などの新たな業務が発生することが想定され、本来の利用児童の安全確保のための支援に支障が出ることも懸念されます。

食事の提供に当たっては、支援員の負担増とならないことが重要な条件となり、支援員の十分確保できない現状におきましては、食事の提供は困難であると考えております。

続きまして、イ、小学校の長期休業期間等における児童たちの居場所として工夫していることについてのお尋ねであります。

学校長期休業期間の児童クラブは、朝7時半から午後7時までと開所時間が長くなるため、生活リズムに気を付けながら、子どもたちが一日を充実して過ごせるよう、

工作や季節に合わせた部屋の模様替えのほか、読書や調べ学習、地域のボランティアの協力による茶道体験や音楽コンサート、市の出前講座を活用した防犯教室や環境学習講座など、クラブごとに活動内容を工夫し過ごしております。

以上になります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして（２）、朝の時間帯等での児童の預かりについての、小学校の始業前に預かり事業を行う考えはあるかというお尋ねでございます。

「小学生の朝の居場所づくり」につきましては、児童の登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の子どもの居場所が課題となっている中、こども家庭庁が推進している取組であります。この取組は、基本的には、保護者の就労などを支援する取組ではありますが、既に取組を始めている自治体の事例では、対象児童は様々でありますし、実施主体も、市長部局のみではなく、教育委員会で行われている事例もございます。そのため教育委員会といたしましても、本市における「小学生の朝の居場所づくり」につきまして、今後、市長部局と連携し調査研究していく必要があると考えておるところであります。

以上です。

○福祉部次長（山本格史）

次に（３）放課後等における支援が必要な子どもへの対応についてのア、放課後等デイサービスの利用者数と市内の事業所数の推移でございます。

放課後等デイサービスとは、就学している児童生徒が、放課後など学校以外の時間に、通所により社会性や生活スキルを身に着けるための支援を行う事業所でございます。

この放課後等デイサービスの利用者数と市内の事業所数につきまして、過去３年間の数値でお答えいたします。

利用者数については、年間の延べ利用者数、これは月ごとの利用実人数の合計になりますけれども、令和４年度が7,492人、令和５年度が8,252人、令和６年度が9,385人であり、利用者数は増加傾向にあります。市内の事業所数につきましては各年度末時点になりますが、令和４年度が34事業所、令和５年度が37事業所、令和６年度につきましても37事業所でございます。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、本年４月より放課後等デイサービスの支給量の上限が変更された理由についてのお尋ねであります。

放課後等デイサービスの支給量、これは月の利用日数の上限ではありますが、につい

ては平成28年に国が定めた基準において、各月の日数から学校が休みになる土曜日、日曜日に相当する8日を控除した日数、1月が31日であれば23日となりますが、を上限とすることとされております。平成28年に国の基準が示された時点で、国の基準に上限を合わせる自治体が多い状況でありましたが、本市においては、国の基準以上に支給量が必要な重度の利用者が多くを占めていたことから、各月の日数から4日を控除した日数を上限としてきたところです。

そうした中、昨今は利用者数や事業所数も増え、改めて利用実態を調査したところ、国の基準内の利用が大半であったことから、本年4月から国の基準に合わせた上限に変更したものであります。

ただし、支給量の決定に当たっては、国も「すべての児童に一律に決定するのではなく、状況に応じて個別かつ適切に決定すること」としておりますので、児童本人や御家庭の状況等を十分にお聞きし、必要と判断した場合は、基準の上限を超えた支給量を決定できるよう配慮しております。

続きまして、ウ、放課後等デイサービスのサービスの質の向上が求められる中での人材確保についてであります。議員も御質問の中で触れられておりましたが、放課後等デイサービスは、平成24年4月に制度が創設されて以降、全国的に利用者や事業所数が大幅に増加する一方で、利潤を追求し、単に預かりを行うだけなど適切でない支援を行う事業所が増えていることが課題として浮き彫りになり、平成29年度から指定基準等の見直しがされております。

その内容は、放課後等デイサービスでサービス提供の管理を担う児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し、指導員や保育士の人員配置基準の見直し、国が作成したガイドラインの遵守と自己評価結果の公表を義務づけるなどの運営基準の見直しなどです。

こうした中、放課後等デイサービスに限らず、福祉、介護人材の確保は全国的な課題となっており、本市では、人材確保に向けた事業所の支援として、サービス提供事業者などで構成する小牧市障がい者自立支援協議会が、就職フェアの開催やインターネットで求人情報が閲覧できる求人サイトを構築するなどしております。

また、長期的な視点に立った取組として、市社会福祉協議会が市内の児童生徒を対象とした福祉体験学習を実施するなど、若い世代に福祉の仕事に魅力を感じてもらえる取組をしているところであります。

なお、令和5年度に人材確保の観点から児童発達支援管理責任者の資格要件である実務経験の期間が2年から6か月に緩和されておりますので、人材の確保につながるのではないかと考えております。

続きまして、エ、放課後等デイサービスの事業所の空き情報が分かるシステムが導入されないかについてであります。近年は、障がいに対する理解の深まりや早期療育の重要性が浸透してきたこともあり、放課後等デイサービスを利用される方が増加し、定員に空きがない事業所も多く、事業所を探すのに苦慮するとの声もお聞きしております。このため、議員御提案のシステム構築は、一定の利便性向上が見込めると考えております。

しかしながら、事業所の利用に際しては、児童の心身の状況や置かれた環境、保護者の意向や事業所の特色などを踏まえて、適切な支援につながる事業所を利用いただくことが望ましいと考えており、そのためには、相談支援事業所などに相談をしながら事業所を決めていただくことが望ましいと考えております。

また、空きがあれば直ちに利用していただけるわけではなく、児童の状況などを丁寧にお聞きした上で利用の可否を判断したいため、空き状況は公表していないという事業所もあるとお聞きしているところです。このため、現時点では、定員の空き状況を確認することを目的とするシステムの構築は考えておりません。

しかしながら、事業所探しに苦慮しているとの声があることも事実でありますので、児童の保護者や事業所の声もよくお聞きした上で、必要な支援策等を検討する必要があると考えているところであります。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

各般にわたり御答弁いただきました。ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

（1）アに関して、児童クラブの長期期間中の運営は、支援員負担が多くなり、支援員の十分確保できない状況では、食事の提供は困難と考えているとのことでございました。

一方で、自治体によってはデリバリー弁当の活用や地域団体と連携した食事支援など、多様な取組が広がりつつあります。東京都調布市では、今年の夏休みから市内の全児童クラブ49か所で、市が協定を結んだ事業所に希望する保護者が弁当を注文し有料提供する仕組みを開始しました。弁当の価格は1食当たり低学年用で620円、高学年用で685円です。クラブを利用する子どもの1割強が注文しています。また、弁当代の集金を職員や保護者に負担をかけないようオンライン決済にしています。

このような事例を参考にして、今後の食事提供を取り入れる考えはあるか、再質問させていただきます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

支援員の確保などの課題から、児童クラブの運営を民間委託する自治体が増えており、民間委託に合わせて食事の提供を開始している事例もあります。

本市におきましても、今年度から運営委託を開始した大城児童クラブにおきまして保護者アンケートを実施したところ、夏休み期間中の食事の提供を望む声が多かったことから、現在大城児童クラブを運営する事業者が来年度に向けて提供が可能かどうかを検討しているところであります。

以上になります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。ありがとうございます。

運営委託されました大城児童館では、保護者アンケートの結果から食事提供を望む声が大きいのことでございますので、このことを参考にして実施に向け前向きな御検討をお願いいたします。

（１）、１については、児童たちの居場所として工夫されていることをお聞かせいただきました。

そこで再質問させていただきます。近年の猛暑の関係でさらに屋外で遊ぶことが困難な状況に対応するため、各小学校で今年度から空調設備が整備される体育館を活動の場として提供されておりますが、その考えは、提供する考えはあるかお伺いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

近年は猛暑により屋外活動が危険なため、エアコンが効いた涼しい屋内で活動することがほとんどですが、来年度の夏までに米野小学校を除く全小学校の体育館に空調が整備される予定ですので、来年度の夏休みからは、体育館を利用した体を動かす遊びや活動が可能かどうか、各小学校と調整していきたいと考えております。

以上になります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。ぜひとも各小学校との調整をしていただいて、体育館を活動の場として提供していただくことを検討をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（２）については、小学校の朝の居場所づくりについて、今後、調査研究していく必要があるとのことでございました。こども家庭庁による実態調査によりますと、保護者への調査に当たり、自宅で子どもが１人で過ごす時間があることについて不安があると答えた保護者は28.3%ありました。そういった保護者のお声に寄り添い、各関係機関と連携しながら推進のほどよろしくお願いいたします。

(3) アの放課後等デイサービスの利用者数、市内の事業所数は、3年前と比べると増えている現状であります。事業所の運用実績もさることながら、今後もニーズは高まっていくと予想されますので、私自身も着目していきたいと思っております。

イについては、支給量の上限が減少したことにより、土日利用のレスパイトケア、家族が休息できる時間としての役割も含んだものが縮小され、家族の負担が増えているとお声を聞きましたので、今回取り上げさせていただきました。上限が変更された理由については理解いたしました。1か月に4日間支給量が減ることは率直に大きな変更だと思いました。

しかし先ほどの答弁で、一律に決定するのではなく、状況に応じて個別かつ適切に決定するということでもありますので、利用者の状況に合わせた柔軟な対応をお願いいたします。

ウについては、放課後等デイサービスに限らず、福祉、介護人材の確保は全国的な課題となっており、本市でも人材確保に向けた事業所の支援として就職フェアや求人サイトを構築されるなど、様々な努力をされていることが分かりました。

エについては、保護者の意向や事業所の特色などを踏まえて、適切に支援につながる事業所を利用することを考慮すると、空き情報が全てオープンになってしまうと事情に沿わない場合も出てくることが分かりました。今後、その部分も配慮されながら、円滑な事業所探しにサポートできる体制を整備していただければと思います。

ここで放課後等デイサービスの事業所についての再質問をさせていただきます。

施設の運営上、スキルアップするための事業者間の連携による情報共有について伺います。

○福祉部長（江口幸全）

障がいのある方の支援体制の整備を図ることなどを目的として設置している小牧市障がい者自立支援協議会では、専門分野別に連絡会等を設けております。この連絡会等の1つに「こども連絡会」があり、放課後等デイサービス事業所、あさひ学園、愛知県立小牧特別支援学校、春日井児童相談センター、相談支援事業所などが参加しており、市社会福祉協議会職員と市職員も参加しております。

また、こども連絡会の部会には、放課後等デイサービスをはじめとした市内約50の障がい児通所支援を行う事業所に参加をいただいているところであります。「こども連絡会」は、関係機関の情報共有を図ることなどを目的に開催しているもので、本年5月から実施された5歳児健診の状況や事業所における課題等の共有、また事業所間連携の手段や子どもの「成長記録」の活用方法など、関係機関が連携して、質が高くきめ細やかなサービス提供につなげていくための話合いや情報共有などに取り組んで

おります。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。情報共有する場として「こども連絡会」があることが分かりました。今後とも様々な課題について、実りある意見交換ができることを期待しております。

最後に、放課後の時間は児童にとって生活習慣の形成や学習、社会性の発達に大きく寄与する大切な時間であります。放課後児童クラブや地域の居場所づくりは、子どもが安心して過ごしながらか多様な体験を得ることのできる場であります。

また、今回初めて放課後等デイサービスについて質問させていただきました。本市は、市単独事業として教育の拠点となる「あさひ学園」があり、放課後等デイサービスについても市独自の施策も含め、お子さんの発達に不安のある家庭に寄り添った支援を行っておりますので、引き続き支援の充実に努めていただくことをお願いしまして、質問項目1を終了いたします。

続いて、質問項目2、農業施策について。

（1）農業振興に関する取組について。

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化、農地の確保・維持管理の困難化など、年々厳しさを増しております。一方で、地域農業は、食の安全確保や景観の保全など多面的な役割を果たす重要な存在であり、将来を見据えた農業振興の取組が欠かせません。農業の持続性を確保する上で、地域の担い手となる新規就農者の確保は重要な課題であります。農地の分散化、就農までの初期投資負担など、就農に至るまでには多くのハードルが存在しております。こうした状況を踏まえ、本市の就農の現状を把握することは、今後の農業振興にとって欠かせない視点であります。

そこでお尋ねいたします。

本市の就農状況についてお伺いいたします。本市の農業を将来へつなぐためには、現在の就農者が安定して営農を続けられる環境づくりと新たに農業に挑戦する方をしっかりと支えていくことが不可欠であります。現在の就農者には、収入が安定し、農業を続けるための技術・設備が確保されていること、機械更新や技術習得、継続できる条件が整っていることが重要であります。新規就農については、農業に従事するための情報収集、技術を取得するための研修、農業に従事して販路や需要が確保され、軌道に乗るまでのサポート体制づくりと、幾つもの重要事項があると思いますが、そこでお尋ねいたします。

イ、就農者に係る支援についてお伺いします。

本市は、土地利用の現況は、市街化区域では主に住宅用地が広がっており、中央にまとまった商業用地を有しております。地域北東部の市街化調整区域では樹林地が広がっており、その他の市街化調整区域では水田、畑などの農地が広がっています。河川沿いには優良農地も残されておりますが、そこでお尋ねいたします。

ウ、優良農地の維持に係る施策についてお伺いいたします。

(2) 耕作放棄地に関する対策について。

我が国における令和7年の耕地面積は423万9,000ヘクタールです。一方で、耕作放棄地は42.3万ヘクタールあります。耕作放棄地は昭和60年までは13万ヘクタール前後でしたが、平成に入る頃から増え始めました。耕作放棄地の6割強は、土地持ち非農家や自給的農家によって占められています。耕作放棄地が増えると、国民の食料を補うための優良農地が減るだけでなく、草木が生い茂って日当たりが悪くなり、病害虫の温床となって周辺農家に悪影響を及ぼす、廃棄物が不法投棄される可能性が増す、鳥獣の隠れ家になり農作物への被害が増加することも懸念されます。

平成14年には、農地中間管理機構（農地バンク）が全都道府県に設置されました。その目的は、農地を貸したい人と借りたい人の中間的な受け皿として機能することで、耕作放棄地を減らすことであります。また自治体によっては、耕作放棄地等の再生作業に係る経費の一部を補助する事業を独自に行っているところもありますが、そこでお尋ねいたします。

ア、本市の状況についてお伺いします。

イ、発生防止に向けた対策についてお伺いいたします。

質問項目2、1回目の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

質問項目2、農業施策について、（1）農業振興に関する取組について、ア、本市の就農状況についてのお尋ねであります。

農林水産省は、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の現状など、農林業・農山村を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に、全国の全ての農林業経営体等を調査対象として基幹統計調査である「農林業センサス」を1950年から5年ごとに実施しております。2025年の「農林業センサス」の結果につきましては、まだ詳細が公表されておられませんので、「2020年 農林業センサス報告書」により、お答えをさせていただきます。

初めに本市の農家数であります。農家の定義としまして、経営耕地面積が10アー

ル以上、または年間農産物販売金額が15万円以上の農家のことで、その世帯数は1,004戸であります。次に、本市の基幹的農業従事者であります。基幹的農業従事者の定義といたしまして、15歳以上で農業を主たる生計源として生計を立てている人で、その数は331人となっております。

なお、「2015年 農林業センサス報告書」では、農家数は1,279戸、基幹的農業従事者は506人であったことから、5年間で農家数は275戸、基幹的農業従事者は175人の減少となっております。

続きまして、イ、就農者に係る支援についてであります。就農者に係る支援については、愛知県において様々な支援制度があることから、本市としましては制度ごとに補助対象者が異なったり、補助の採択要件が複雑な場合に、就農者及び新規就農者から支援などの相談を受けた際、県や尾張中央農業協同組合などの関係機関との連絡、調整を図り、適切な支援制度を斡旋するなど就農者支援に努めております。

その内容といたしまして、初めに就農している方への支援として、経営改善や作業効率向上のために導入する農業機械の購入や農業施設築造等に対する補助制度の支援があり、次に、新規就農者への支援としまして、就農準備段階や経営開始時の早期経営確立を支援する資金の交付、就農後の経営発展のために導入する農業機械や農業施設への補助制度などの支援があります。

また、本市といたしましては、これらの支援を受けられるよう、農地の適正利用を図るために義務づけられている「地域計画」に耕作者と耕作地を位置付け、公表しているところであります。

なお、令和2年度から令和6年度の直近5年間で本市において活用された県の補助支援策としましては、600万円を超える高額なコンバインの購入など農業用機械や施設の導入に対する補助金の交付が5件、就農直後の経営確立に資する資金の交付が5件であります。

また、本市が実施しております支援として、鳥獣による農作物等の被害に対し、農作物の防護を目的とする補助があります。その内容といたしましては、市及び尾張中央農業協同組合、小牧市農業委員会、小牧市猟友会などで構成された「小牧市鳥獣被害防止対策協議会」を通して、電気柵、金網柵などの被害防止器材の購入に係る費用の一部を補助するとともに、小牧市猟友会の協力を得ながら、捕獲檻やくくり縄の設置等による捕獲及び駆除、定期的な巡回、調査を実施するなど、農作物被害軽減に向けた支援を実施しているところです。このほか、新たな担い手確保や育成に向け、市民が農業に触れ合えるきっかけづくりとして、市民菜園の貸出しや、農業体験講座により農業体験の機会の提供にも取り組んでおります。

続きましてウ、優良農地維持に係る施策についてのお尋ねであります。

優良な農地維持のためには、農業経営の安定と市民の暮らしの安全確保を図るため、農地や農業用水など農業生産に必要な基盤の整備が必要です。

現在、実施している主な施策としましては、国の事業である久保一色から下末までを縦断している新木津用水路の改修及び愛知県の事業である小木地区内の小木排水機場の改築工事であります。

国の事業であります新木津用水路の改修については、新木津用水路周辺の都市化に伴い、農業用水の水質の悪化及び排水量の増加によるたん水被害が生じていることから、用排水施設の機能を改善するため平成27年度から実施しております。この新木津用水路の改修につきましては、実施に必要な予算の確保や早期完了に向け、本市と、春日井市、江南市、犬山市、木津用水土地改良区などの4市4土地改良区で国及び県への要望活動を継続的に実施し、事業の促進に努めているところであります。

また、小木排水機場は、昭和57年に愛知県が農地のたん水被害の防止及び農業経営の安定を図ることを目的として整備した施設であります。しかしながら、老朽化による施設の機能低下を改善するため新たな施設の建設を行うもので、本市からの要望により平成31年4月に県において事業採択され、県が実施している事業です。

次に（２）耕作放棄地に関する施策について、ア、本市の状況についてのお尋ねであります。

耕作放棄地は、農林水産省において、所有されている農地のうち、過去1年以上作付されておらず、この数年の間に再び作付する考えのない土地のこととされております。本市における耕作放棄地の推移につきましては、令和4年度、5年度、6年度の3年間は65.0ヘクタールで推移しており、令和7年11月末現在は64.4ヘクタールと微減しております。

続きましてイ、発生防止に向けた対策についてのお尋ねであります。

耕作放棄地の対応につきましては、農地法第30条に基づき、農地の利用状況調査を年に一度、本市の農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを市内全域を対象に実施することにより、早期発見に努めております。

農地パトロールを実施する際には、農地台帳、地図及び航空写真を書面で用意し、原則として筆ごとの農地を目視により調査を行い、前年度に把握した耕作放棄地が解消されているかに重点を置き、また、新たな耕作放棄地の発生を確認しております。確認された耕作放棄地については、所有者の方に対して、知事が認可した公的機関である「農地中間管理機構に貸し付ける」、または「自ら買手または借手を見つける」、もしくは「自ら耕作する」の3つの選択肢から、今後の利用に向けた意向調査を行っ

ております。

「農地中間管理機構に貸し付ける」と選択された場合、貸手は安心して農地を託すことができ、借手は農地の借入期間が10年間に設定されることが多いことから、安心して耕作することができます。このため、市農政課及び小牧市農業委員会、尾張中央農業協同組合が連携して貸手と借手の調整を図り、農地の貸し借りに必要な手続の支援を行っております。

このことにより、農地中間管理機構への貸付面積は、令和4年度が20.2ヘクタール、令和5年度は39.6ヘクタール、令和6年度は50ヘクタール、令和7年11月末現在は76ヘクタールと増加していることから、耕作放棄地の抑止につながっています。

さらに、本市の独自施策として、農業の担い手の営農規模の拡大、新規就農の促進並びに耕作放棄地の発生防止及び解消を目的として、所有者の方が耕作・管理できなくなった農地を農業委員会が窓口となり、地域の農業の担い手や農地を探している方に農地を紹介する「小牧市農地情報バンク」を令和2年7月から実施しております。令和7年11月末現在、農地の貸出し等を希望する方は27名の登録があり、農地を探している方は37名の登録があります。

この制度により、例年、数名の方に紹介をしております。今年度につきましては、11月末までに3名の方に紹介をしており、2名の方に仲介することができ、残りの1名の方は、現在、協議中であると聞いております。

耕作放棄地が増加すると、周辺農地への害虫発生、鳥獣被害が懸念されるところであります。そのため、近隣住民から通報があった場合には、農業委員会から土地所有者に対し草刈りや耕作をお願いする文書と併せて、管理が困難な方もみえることから、小牧市シルバー人材センター利用の案内チラシと小牧市農地情報バンクのチラシもお送りし、適切な農地管理をお願いしているところであります。

以上となります。

○18番（星熊伸作）

各般にわたり答弁いただきました。ありがとうございました。

再質問に入る前に、1点訂正をお願いいたします。先ほどの私の発言の中で大項目1、(1)、アの再質問で、大城児童館の運営委託と発言しましたが、正しくは大城児童クラブの運営委託でした。謹んでおわびするとともに訂正のほどよろしくお願いいたします。

それでは、順次再質問させていただきます。

(1)、アについては、2020年と2015年とを比べると5年間で農家数は275戸、基幹的農業従事者は175人の減少となっているとのことでありました。イについては、

就農者及び新規就農者の様々な支援について答弁をいただきました。ほかにも鳥獣による農作物の被害に対して、農作物の防護を目的とする補助があるとの答弁をいただきましたが、そこで再質問させていただきます。

実際、農作物がどれぐらいの被害に遭っているのか気になるところでありますが、イノシシの捕獲状況はどうなっているのか再質問させていただきます。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

イノシシの捕獲状況といたしましては、令和4年度は87頭、令和5年度は86頭、令和6年度は66頭、今年度は10月末までの状況となりますが、56頭となっております。イノシシの捕獲数の推移につきましては、平成22年度から平成28年度までは多くて10頭程度でありましたが、平成29年度以降20頭を超え、令和2年度以降40頭を超えるようになり、令和4年度以降は、先ほどお答えしましたとおり80頭を超える年もあるなど、その数は急速に増加しております。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきましたイノシシの捕獲状況ですけれども、平成から令和にかけて急速に増えていることが分かりました。やはり市民にとりましては不安になる事例かと思えます。

そこでですが、イノシシなどの大型獣の目撃情報があった場合の周知について伺います。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

イノシシなどの大型獣につきましては、近年、住宅地の近くでも目撃をされております。就農者のみならず一般市民にも危険を及ぼすおそれがあることから、目撃等の情報をいただきましたら、速やかに小牧市猟友会に巡回等の強化の依頼をするとともに、市ホームページでの周知を行っておるところでございます。

また、学校教育課とも情報を共有し、近隣の小中学校児童生徒に対して注意喚起が必要と判断をされる場合には、学校と保護者をつなぐ連絡ツールアプリ「テトル」により情報発信を行っております。今年度につきましては、東部地区において2度のシカの日撃情報がありましたので、その都度情報発信を行い、保護者へ速やかに情報の共有を図ることで、子どもたちの安全確保に努めております。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。ホームページの周知及び「テトル」による情報発信が行われることが分かりました。さらに一般市民も含めた周知として、市公式LINEを活用する考えはあるか伺います。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

市公式LINEでは、小学校区単位で必要な情報を配信することが可能でございます。イノシシなどの大型獣の目撃情報は、ほぼ市の東部地域であることから、農政課と市公式LINEの所管課である広報広聴課と連携して、注意喚起が必要な地域に限定してメッセージを配信するなど、運用面についても工夫をしながら実施をしております。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。市としてもプッシュ型の通知は必要と感じていると思われますので、注意喚起が必要な地域への周知の実施に向けて準備のほどよろしくをお願いいたします。

（１）、ウについては、主にハード面について答弁をいただきました。現在、新木津用水路の改修工事が行われていますが、用排水の施設の機能改善により、農業就業者や市民の安全な暮らしを守るための施策を引き続きよろしくをお願いいたします。

（２）の耕作放棄地に関する対策につきましては、状況と発生防止に向けた対策についてそれぞれ答弁をいただきました。対策については「小牧市農地情報バンク」を活用し、就農希望者へ順次紹介されていることが分かりました。耕作放棄地の存在は、周りに住んでいる方からするとやはり影響は大きいかと思えます。放置している期間が長くなればなるほど、雑草の繁茂から、次に樹木が発生するなど、周辺環境の悪影響は著しくなります。そうすると所有者だけで処理することは困難になり、ほかの人の手を借りるにも多額の費用がかかってしまいます。月日がたてばたつほど管理が難しくなるので、農地パトロールを通して、土地所有者にはできるだけ早く適切な管理に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

ここで、農業委員会のことで再質問させていただきます。

農地パトロールに必要な書類をデジタル化する考えはあるかお尋ねいたします。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

農地パトロールにつきましては、農用地管理システムで作成した複数枚の地図等を持って、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、担当地域の現地調査を実施しております。

お尋ねのデジタル化をするには、現地調査にタブレットを使用することが考えられます。タブレットの使用により、現地調査をしながら農地の状況を入力できることや、GPS機能により農地の特定が容易になることなどのメリットがあります。

しかしながら、タブレットの導入につきましては、現時点における業者からの見積りでは、３年リースの場合、リース料は月額１台当たり４,４００円で、農業委員等２７台分が必要となりますので約４２８万円となり、そこに初年度のセットアップ料５５万円を

加えると3年間の合計が約483万円と、多額の費用が必要になるという課題もございます。

デジタル化に向けての取組は全国的な流れであり、耕作放棄地対策のみならず、将来的には農業委員会事務もデジタル化に向けて取り組んでいく必要があると認識しておりますので、費用対効果の検証も踏まえ、調査研究してまいります。

以上です。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございました。デジタル化による利便性向上は確認できましたが、費用面に課題があることは理解いたしました。今後、ランニングコストも検証されながら、御検討のほどよろしく願いいたします。今後も農業振興と耕作放棄地対策を一体的に進め、地域農業の発展を目指していただければと思います。

農業の担い手の支援や生産性向上の取組に加え、地域資源としての農地を守りながら、安定した農業経営と魅力ある農産物につなげていくことを期待しまして、私の全ての質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、永井孝典議員。

○2番（永井孝典）

議長のお許しをいただきましたので、通告しております質問項目1点についてお伺いさせていただきます。

さて、今年の1月に市制70周年を迎え、早いもので令和7年も終わろうとしておりますが、この市政70周年のテーマに健康と環境を挙げられておりますので、今回は健康に関連する質問をさせていただきます。

数か月前に歯科医師の方のお話を伺う機会がありまして、その中で「口腔機能発達不全」ということを話題にされており、私も初めて聞く言葉でありましたので非常に興味深く聞いておりました。俗に言う「お口ポカン」です。そんな「お口ポカン」の対策、本市の現状はどうなんだろうと「こまきのけんこう」を調べてみましたら、すると、小牧市は22項目にも及ぶ歯科保健事業を行っていることを知りました。また、始まって間もない事業もありましたので、その辺りもお聞きしたいと思います。

質問項目1、歯と口腔の健康づくりについて。

（1）口腔がん検診について。

アとしまして、口腔がん検診の実施の経緯についてお伺いします。

イとしまして、歯科医師の研修についてお伺いします。

(2) 子どもの歯科検診についてお伺いします。

アとしまして、実施状況についてお伺いします。

イとしまして、口腔機能発達不全症への本市の認識についてお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部次長（永井政栄）

質問項目1、歯と口腔の健康づくりについて、（1）口腔がん検診について、ア、実施の経緯についてのお尋ねであります。

本市では令和3年4月1日から「小牧市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行し、これに基づき、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図っているところです。

口腔がんは、舌や歯肉、頬の内側など口の中にできるがんで、比較的進行が速いのが特徴であります。その病状によっては、手術により舌や顎の骨の切除が必要となるなど、QOL、いわゆる生活の質の低下を招くことや、そしゃく・嚥下が十分にできず、栄養摂取不足によりフレイル状態に陥ることも危惧され、早期発見、早期治療が重要であります。

そのため、本条例の基本施策に口腔がんなどの予防を掲げ、小牧市歯科医師会と連携の下、口腔がんの集団検診を令和4年度から開始したところです。なお、口腔がんの集団検診は、令和4年度以降、本年11月末までに11回実施し、受診者数は延べ383人で、その結果の内訳は「異常なし」が353人、「要精密検査」が30人となっております。

続きまして、イ、歯科医師の研修についてのお尋ねであります。

口腔がん検診は、1次検査で歯科医師により問診・口腔粘膜の視診・触診を実施し、異常を発見した場合は、2次検査として口腔内蛍光観察装置を使用し、青色の光を当て、異常がないか診断をしています。

令和4年度に口腔がんの集団検診を実施した当初は、この口腔内蛍光観察装置を用いた2次検査を実施できる歯科医師が限られていたことから、集団検診を実施する2つのブースでそれぞれ4人の歯科医師が、市民病院の口腔外科医の指導の下、操作・撮影・診断を研修することとし、現在も同様に検診技術の習得に取り組んでいるところです。これまでに小牧市歯科医師会に加入している約60名の歯科医師が研修を受講しており、さらなる技術の習得、資質向上を目指し、令和8年度までに研修を複数回受講する予定となっております。これに加え、口腔がんに関する共通認識を図る目的で、小牧市歯科医師会による研修会を年1回開催しており、これら研修を通じて歯科医師

は研さんを重ねているところであります。

以上となります。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

続きまして（２）、子どもの歯科検診についてのア、実施の状況についてであります。

子どもの歯科健診は、１歳６か月児健診、３歳児健診において、身体発育などの健診と合わせて歯科健診を実施するとともに、歯科単独で２歳３か月児歯科健診を実施しているところであります。

幼児期に生える乳歯は非常に柔らかく、永久歯と比較するとむし歯になりやすいこと、また、その進行も速いことが特徴であり、乳歯のむし歯を放置すると、歯並びやかみ合わせ、発音等のほか、日々の食事、または会話や成長にも影響を及ぼすリスクが高まると言われております。そのため定期的な歯科健診は非常に重要であり、本市では希望者にはなりますが、フッ化物塗布を行い、むし歯予防に注力しているところです。

また、この歯科健診で実施をしています問診では、保護者からお子さんの口腔機能の様子を聞き取っており、問題等があれば個別指導につなげているところです。

そのほかにも、保育園、幼稚園への入園以降、高校までは、各学校などで健康診断の一環として毎年歯科健診が実施されております。

なお、本市は、歯と口腔の健康が市民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たすことを十分に認識しております。子どもの歯科健診のみならず、生涯にわたり切れ目がないよう、乳幼児期から高齢期のそれぞれの適切な時期に歯科健診を実施するとともに、今後も小牧市歯科医師会にも御協力をいただきながら、歯と口腔の健康の保持増進に向けた様々な取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、イ、口腔機能発達不全症についてであります。口腔機能発達不全症は、18歳未満の子どもにおいて、先天的な障がいがないにもかかわらず、食べる、話す、呼吸するなどの口腔機能が十分に発達していない状態を指し、2018年に日本の歯科保険診療において新たに設けられた病名であります。

公益社団法人日本歯科医師会が2022年に実施した調査では、10代の半数近くがこの症状の疑いがあるとの結果が示されており、主な症状としては、食事のときにそしゃくや嚥下がうまくできない、話すときに特定の音が正しく発音できない、いつも口がぽかんと空いていて口呼吸をするなどの例が挙げられており、本人はあまり自覚症状がない場合も多いとされております。

主な原因としましては、口の周りの筋肉が十分に発達していないことや、これらの

筋肉を正しく使えていないことが挙げられており、現代の食生活の変化により、柔らかい食べ物が好まれることで、かむ力が発達しないことがその一因とされています。

なお、口腔機能発達不全症は、放置すると言葉の遅れや発育不良といった問題を引き起こす可能性がある上、大人になってからの改善が難しいことから、早期に発見し、症状を改善するトレーニングや治療につなげることが大切であると考えております。

以上となります。

○2番（永井孝典）

すいません。ちょっと気持ちが焦っておりまして手を挙げてしまいました。御答弁ありがとうございます。インターネットで厚生労働省のホームページや国立がん研究センター、がん研究振興財団などのホームページを見てみますと、罹患者数としては、肺がんや大腸がんと比較すると低い数値であります。口腔がんの死亡率は割と高いということで35%ほどの死亡率となっておりました。答弁にもありましたが、進行も早いとのことでした。特に男性の方の罹患率も、死亡率も高いそうです。気をつけたいなと思います。男性の皆さん、定期的に歯医者さんに行かれている方はよいかと思いますけども、歯医者さんに遠藤い方は一度検診を受けられてみるのもよいかもしれません。私も近いうちに行きたいと思います。

さて、質問に戻りますが、小牧市は歯科医師会と連携して令和4年度から口腔がんの大集団検診を開始されたとのこと、これまで11回、383人の方が受診されたと。その中で、要精密検査を必要とされる方が30人とのことでした。検査結果が大過ないことを願うばかりです。今後も口腔がんの早期発見につながるよう、私も活動する中でさらに知見を増やして、地域の方々に口腔がん検診を活用してもらえよう、周知していきたいというふうに思います。

また、イの歯科医師の研修についてですが、当初は2次検診ができる先生が少なかったとのこと、市民病院の口腔外科医の先生が、本市の歯科医師会に加入されている歯科医師の先生に対して定期的に研修会を行っていることも分かりました。市として歯や口腔の健康への取組を知ることができました。引き続き市民の検診の必要性を周知すべく、啓蒙活動をお願いしたいと思います。

（1）について再質問はございません。

続きまして、（2）の子どもの歯科検診について、御答弁をいただきました中に歯と口腔の健康が、健康で質の高い生活に重要な役割を果たすと、子どもたちの健康を考えた様々な健診項目を年代の切れ目なく実施していると思われました。また、子どもだけでなく、大人への歯と口腔の健康にも配慮した施策や検診項目を設けていることも「こまきのけんこう」を読んでいると分かります。この「こまきのけんこう」の22

項目に及ぶ事業やその内容を見てみますと、「4 か月時歯科指導・母親歯科検診」をはじめ、答弁にもありました1歳6か月児健診、2歳3か月児健診、3歳児健診、ほかにも乳幼児と保護者向けに「にこにこ虫歯予防教室」、保育園児を対象にした「保育園歯みがき教室」、小学校4年生を対象とした「8020歯っピースマイル歯磨き教室」、このハッピーの「ハ」は、こっちの「歯で」すね。各学校で毎年行われる歯科健診と歯と口腔の健康維持のために注力されているのが分かりました。

それらの中で、今回質問の中に取り上げさせていただきました口腔機能発達不全症という症例の早期発見につながるような検診は何か行われているのかなと思いましたので、この口腔機能発達不全症について、各事業や健診で何か周知などをされているか再質問させていただきます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

先にお答えしましたとおり、口腔機能発達不全症は、早期に発見し、症状を改善するトレーニングや歯科医師による治療につなげることが大切であります。

そこで、本市では、子どもに関わる職員などが口腔機能発達不全症にみられる症状の特徴や対策などに関する正しい知識を身につけることが大切と考えまして、小中学校の教職員、幼稚園、保育園、小規模保育園や児童館の関係職員などに対する研修会を令和4年度から開催しております。

研修会では、日々の業務の中で、口腔機能発達不全症に見られる口呼吸などの症状を早期の気づきや対応につなげることを期待し周知を図っているところです。

また、保護者に向けては、1歳6か月、2歳3か月、3歳の定期的な歯科健診の機会に、集団指導を実施しておりまして、それぞれの年齢に応じた正しい知識を学んでいただくためにも、チェックポイントや対処法などの周知を図っているところです。

なお、このような周知啓発を図っているところではありますが、口腔機能発達不全症は、一般的にはまだあまり知られておりません。症状を改善するトレーニングなどの中には各家庭でできることもたくさんあることから、市ホームページなどを活用し、できる限り多くの方に分かりやすい周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○2番（永井孝典）

ありがとうございます。

既に令和4年度から学校や保育園・幼稚園の先生方、児童館の職員の方にも研修会を行っていることで少し安心できました。今回、この口腔機能発達不全症のお話を歯医者さんから聞くきっかけになりました県会議員の山下ともや県議からお借りした資

料によりますと、愛知県歯科医師会からも、愛知県に対して5歳児健診に口腔機能評価の導入を繰り返し入れてほしいと要望があったようです。この5歳という年齢が口腔機能の発達不全が認知されやすいとのことで、要望文の中にもありました。

我が市でも昨年からはまった5歳児健診ですが、先進的に取り組むべく、この5歳児健診の中に口腔機能発達不全症を早期発見すべく、口腔機能発達評価を検診項目に加えるお考えはないか再質問させていただきます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

5歳児健診は各自治体の任意実施であることから、現時点では愛知県下54自治体のうち本市を含め6自治体のみが実施をしている状況であります。

本市は子どもの発達の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行い、生活習慣やその他育児に関する指導を行うことで、健やかな成長と発達を促すことなどを目的に、いち早く5歳児健診の実施に踏み切ってまいりました。5歳児健診は子どもたちの成長を確認する大切な機会であり、医師や保健師や看護師のほか、管理栄養士、臨床心理士、作業療法士などの各専門的な知識を持った従事者が連携を図りながら検診を実施しているところであります。

なお、5歳児健診の中で口腔機能の発達状況を確認することは、現在のところ従事者に歯科医師を加えていないことから実施をしておりません。愛知県下でも実施をしている自治体はなく、全国的にも非常に先進的な取組となってまいります。

一方で、5歳児は口腔機能の発達上の課題を確認する適切な時期であると言われております。そこで、5歳児健診の全体的な流れ、こちらなども考えながら、小牧市歯科医師会とも協議を行い、口腔機能の発達状況に係る評価やそのフォローアップ、歯科医師の5歳児健診への従事など、実施に向けた検討を進めていきたいと、そのように考えております。

以上となります。

○2番（永井孝典）

ありがとうございます。小牧歯科医師会との協議を行って前向きに検討して下さるとのことで大変心強く思います。ぜひとも検診項目に加えていただきまして、さらに子どもたちの歯と口腔機能の健康を増進していただきたいとお願いいたしまして、私からの全ての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

(午後 3 時56分 散 会)

令和 7 年小牧市議会第 4 回定例会議事日程（第 2 日）

令和 7 年 1 2 月 8 日午前 1 0 時 開議

第 1 一般質問

1 個人通告質問

個人第1号 氏 名 小川 真由美

—87—

質 問 項 目 No. 2	大人気のこまきこども未来館について	備考
要 旨	こまきこども未来館は、小牧市の子育て支援の中核施設として、様々な「遊び」や「体験」を通じて、それぞれの「学び」を見つけることができる小牧市の中央児童館です。 私も夏休み等、甥っ子や姪っ子を連れだって楽しみながら、何度か施設を利用しています。子どもたちの遊び場として大変有り難い施設であり、令和6年6月議会（第2回定例会）でも質問をしたところですが、近況について質問をいたします。 （１）運営状況について ア 来館者数の推移を伺います。 イ 体験ひろばの講座の開催状況について伺います。 ウ 運営体制の現状について改めて伺います。 （２）こまきこども未来館の評価について ア 来館者の声や評価をどのように受け止めているのかを伺います。 イ 運営に対する評価を伺います。 （３）今後の運営について 開館から5年が経過しましたが、今後の運営について伺います。	

[illegible]

質 問 項 目
No. 1

市民のための財政運営について

備考

要

III

- (1) 経常収支比率について
- 過去5年の経常収支比率の推移に対して、どのように評価しているのか問う。
- (2) 基金の運用について
- ア 小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画では「公金管理基準に即した公金運用を進める」とあるが、基準内容を問う。
- イ 基金運用における普通預金、定期預金及び債券の割合を問う。
- ウ 債券の額面金額及び残存期間の状況を問う。
- エ 債券の含み損はどのくらいあるのか、評価状況を問う。
- オ 債券の運用益の推移を問う。
- カ 災害時等の有事の際、迅速に活用できる流動性のある資金は、どのくらいあるのか問う。
- (3) 市債の借入れについて
- 今後、学校等公共施設の建て替えなどの大型事業を見据えた起債の考え方を問う。
- (4) 令和8年度の予算編成について
- 予算編成に向けて、自主財源を確保するための取組を問う。

[illegible]

[illegible]

質　問　項　目		備考
No. 1	養育費確保に向けた取組について	
要 旨	令和６年５月に民法が改正され、父母が離婚した後も、子どもの利益を確保することを目的に、親権、養育費、親子交流等に関する規定を見直し、令和８年５月に施行される見込みである。 (１) 法定養育費制度について ア 今回の改正の中で「法定養育費制度」が導入され、養育費を決めずに離婚しても請求が可能になると聞いたが、改めて制度の内容について伺う。 イ 「法定養育費制度」が導入された場合、本市の養育費確保支援助成金の必要性はなくなるのか伺う。 (２) 養育費確保支援の拡充について ア 養育費確保支援のこれまでの現状について伺う。 イ 12月から新たに始まる「養育費保証契約の手続き支援」の内容について伺う。	

質 問 項 目 No. 1	暴力・犯罪等による複合的困難への包括的支援体制の 強化について	備考
要 旨	近年、犯罪被害・性暴力・DV・若年女性の困難など、複合的な課題が深刻化し、国でも令和6年度に「犯罪被害者等施策推進課」が新設され「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、行政・医療・警察・民間が連携する重層的・包括的支援体制の構築が強く求められている。本市でも女性相談・犯罪被害者支援・福祉的支援などは各部局で取り組まれている。一方、被害が複雑化・長期化する中、相談から安全確保、医療、生活再建までを一体で支える体制としては、なお制度的な強化の余地がある。国の動きと現場の実情を踏まえ、市として犯罪被害・性暴力・DV・若年女性支援を一体で扱う体制整備が急務と考える。 (1) 犯罪被害者支援体制の強化について ア 現状について伺う。 イ 課題について伺う。 ウ 国に新設された犯罪被害者等施策推進課の動きも踏まえ、市として必要と考える支援の方向性について問う。 (2) 困難な問題を抱える女性への重層的支援体制の構築について 法が求める「重層的・包括的支援体制」の観点から、本市の相談体制・関係部局の役割・課題をどのように認識し、今後どのように連携強化を図る考えか伺う。 (3) 庁内の司令塔機能をはじめ支援体制の見直しについて 性犯罪・DV・重大犯罪等の被害者支援は、本来、人権・安全政策と連動し、多機関連携を統括する部署が担うべき領域である。しかし現状では、こども未来部・市民生活部・福祉部など複数部局に分散し、属人的対応が生じている。 これらの課題を踏まえ、今後、市長公室または総務部等に統括機能を置くなど、支援体制の見直しを検討する考えはないか伺う。	

[illegible]

質 問 項 目 No. 2		高齢者の移動支援について	備考
要 <			

イ 帰宅の遅い学生に対し、学校経由で反射材を一括配布することについて伺う。

質 問 項 目 No. 1	小牧オアシスについて	備考
要 旨	小牧オアシスは2018年10月に篠岡地区区長会より要望書が提出され、小牧市が検討を開始し、その後、（株）オアシス小牧が事業主体となり、2021年10月に都市計画法の開発行為が許可され事業に着工されました。 当初の2023年後半の開業予定を多くの東部市民が心待ちにしておりましたが開業予定を延長され、その後、東部市民センターでの説明会では2025年秋の開業予定が伝えられ、再度多くの東部市民が期待しておりましたが、残念ながら開業されていない状況です。 市民の関心と期待も大きい事業であるため、民間事業であります市もしっかりと進捗を確認する必要があると感じます。 （１）開業予定について ア 市が把握している開業予定が何度も延期されている理由を伺います。 イ 市が把握している開業予定時期を伺います。 ウ 市が把握している開業までの建設スケジュールを伺います。	

質 問 項 目 No. 2		篠岡地区の学校再編について	備考
要 旨	篠岡地区の学校再編に関して、通学する校舎に変更がない保護者からは賛成の意見を多く頂いています。 しかし、通学する校舎が変更になる児童生徒とその保護者からは反対の意見を多く頂いており、十分な合意形成ができていないと感じています。 (1) 合意形成について ア 令和7年7月実施の「学校再編についてどう感じるか？」のアンケートに関して、通学する校舎が変更になる児童生徒限定の集計結果を伺います。 イ その児童生徒の不安や心配の声は、払拭されたのかを伺います。 ウ 通学する校舎が変更になる保護者等への説明会や意見交換の実施回数を伺います。 エ 通学する校舎が変更になる保護者等との合意形成は何パーセントできたのかを伺います。		

